

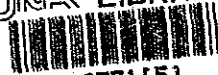
国際協力事業団
タイ王国司法省
中央少年家庭裁判所

タイ王国
青少年職業訓練センター設立計画
基本設計調査報告書

平成5年6月

株式会社 日建設計
財団法人 矯正協会

JICA LIBRARY



1108771(5)

25533

国際協力事業団

25533

国際協力事業団
タイ王国司法省
中央少年家庭裁判所

タイ王国
青少年職業訓練センター設立計画
基本設計調査報告書

平成5年6月

株式会社 日建設計
財団法人 矯正協会

序 文

日本国政府は、タイ王国政府の要請に基づき、同国の青少年職業訓練センター設立計画にかかる基本設計調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成4年9月14日から10月13日まで、法務省赤城少年院次長阿部厚一氏を団長とし、財団法人矯正協会の団員から構成される基本設計(第1次)調査団を、平成5年1月21日から2月17日まで、外務省経済協力局無償資金協力課小林茂紀氏を団長とし、株式会社日建設計及び財団法人矯正協会の団員から構成される基本設計(第2次)調査団を現地に派遣しました。

調査団は、タイ王国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施いたしました。帰国後の国内作業後、当事業団無償資金協力業務部業務第一課課長代理畠山敬を団長として平成5年4月18日から4月27日まで実施された報告書案の現地説明を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成5年6月

国際協力事業団

総裁 柳谷謙介

伝 達 状

国際協力事業団

総裁 柳谷 謙介 殿

今般、タイ王国における青少年職業訓練センター設立計画基本設計調査が終了致しましたので、ここに最終報告書を提出致します。

本調査は、貴事業団との契約により、弊社が平成5年1月18日より平成5年6月30日までの5.5ヶ月にわたり実施してまいりました。今回の調査に際しましては、タイ国の現状を十分に踏まえ、本計画の妥当性を検討するとともに、日本の無償資金協力の枠組に最も適した計画の策定に努めてまいりました。

尚、同期間中、貴事業団を始め、外務省、法務省関係者には多大のご理解並びにご協力を賜り、お礼を申し上げます。また、タイ国における現地調査期間中は、司法省中央少年家庭裁判所、JICAタイ事務所、在タイ国日本国大使館の貴重な助言とご協力を賜ったことも付け加えさせていただきます。

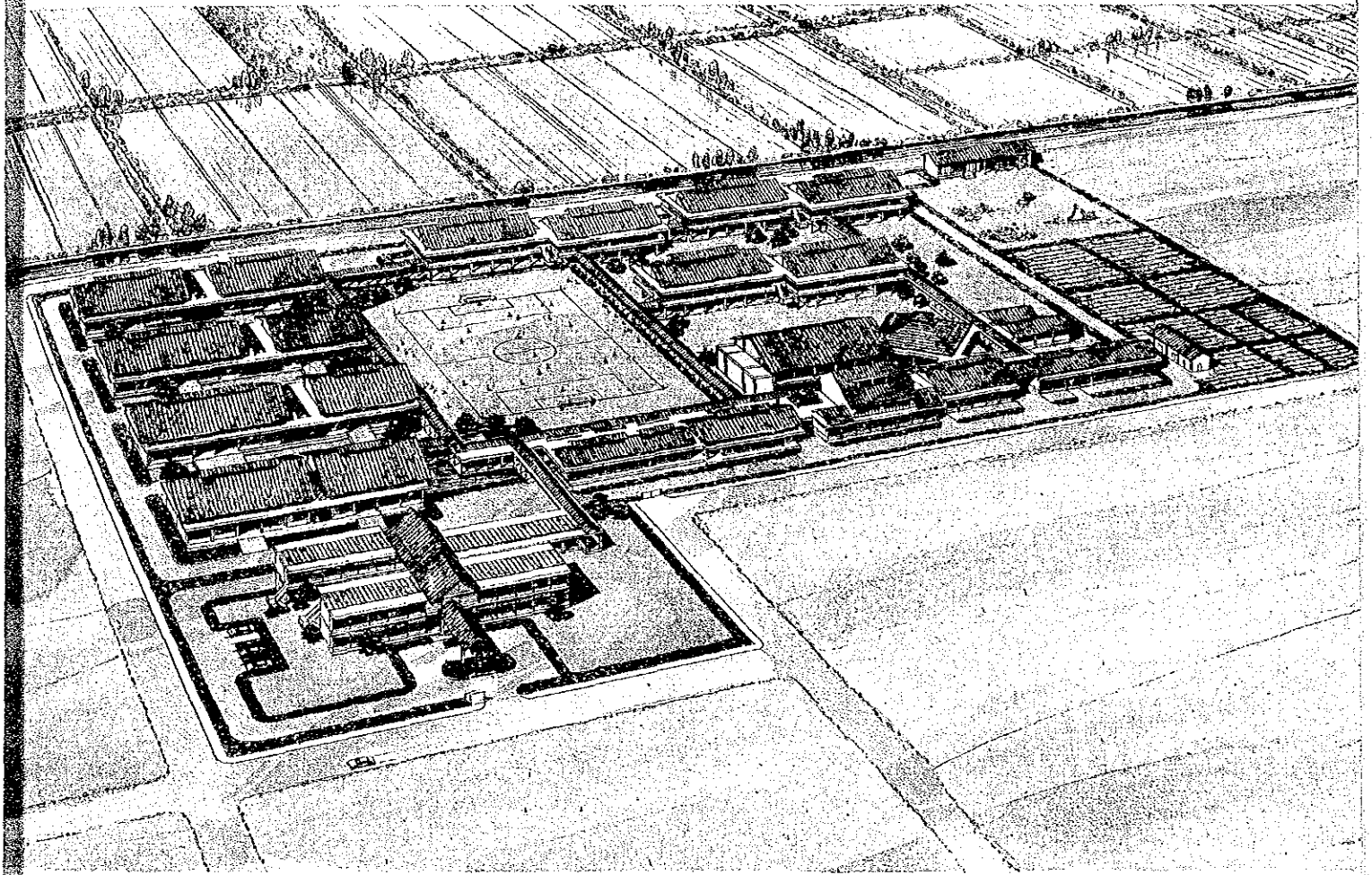
貴事業団におかれましては、本計画の推進に向けて、本報告書を大いに活用されることを切望致す次第です。

平成5年6月

日建設計・矯正協会共同企業体
代表者 株式会社 日建設計

タイ王国
青少年職業訓練センター設立計画基本設計調査団

業務主任 田中 正美



要 約

要約

タイ国は農業国から工業国への転換を図るため、経済社会開発5ヵ年計画を1961年以降第6次まで継続し、現在第7次五ヵ年計画に入ったところである。この間に経済的に飛躍的な発展を遂げており、第7次計画においても引続き安定した経済成長と国民生活の質の改善を目指した施策を進めている。しかし一方においてこの急速な経済成長は人口の都市集中を招き、失業率の増大、貧富の差の拡大、貧困による生活環境の悪化などかつてない社会現象を生じ、その結果青少年の犯罪や非行の増加などの新しい社会問題が発生している。これら青少年や児童少年に対する教育や職業訓練を実施し、労働需要に対応した人材を育成することが国家の急務となっている。

現在タイ国における児童少年に対する保護体制は次のように大別される。

- 1) 総理府国家少年局が所管し、24歳未満の青少年全般を対象として、その健全育成を中心課題として行われる政策行政的な保護体制。
- 2) 内務省公共福祉局児童少年福祉部が所管し、0歳から18歳の乳幼年・少年を対象として、養護・教護を中心課題として施設収容方式によって行われる福祉的な自立助長型の保護体制。
- 3) 司法省少年家庭裁判所、少年観察保護センターが所管し、7歳から18歳の触法少年を対象として、社会内で保護観察を中心とする指導を行う場合と、施設に収容して矯正のための学科教育、職業訓練、生活指導を中心とした教育を行った上で社会へ復帰させ自立を図る場合との二つの方式により行われる更生的な社会復帰助長型の保護体制。

このうち今回のプロジェクトの前提となっているのは、3)司法省少年家庭裁判所及び少年観察保護センターの所管に係る更生的な社会復帰助長型の保護体制のうち、特に施設収容方式による教育を行う場合であって、いわば少年司法体系内における保護体制である。

少年家庭裁判所はひとつの中央少年家庭裁判所と10ヵ所の地方少年家庭裁判所とで組織され、それぞれの管下に観察保護センターを持っている。また観察保護センターは管下に少年院をもっている。中央少年家庭裁判所はバンコク地域を管轄し、このプロジェクトの実施機関である。

現在バンコク地域には中央観察保護センターの管理下に4少年院と1観護所とが置かれている。いずれの施設も老朽化が進んで管理上様々な問題が発生しているが、近年の社会情勢を反映し、常に適正人員を越える収容状況となっている。そのため、建物の増改築、模様替えなど

が繰り返されて、狭隘化が進み、教育機材や指導スタッフの不足などもあって、本来の教育訓練施設としての機能が十分には果たせない状況に至っている。

タイ国司法省はこのような状況を憂慮し、国家的課題としてその解決に取り組むため、第7次経済社会開発計画において、バンコク郊外ナコンパトム県に非行少年の社会復帰のためのモデル的な職業訓練施設を新設することを計画し、その実施について我が国に無償資金協力を要請してきた。

この要請を受けて、日本国政府は事前調査の実施を決定し、国際協力事業団(JICA)が1991年12月5日から同月22日まで事前調査団を派遣して、要請内容の確認やプロジェクトの妥当性について検討の結果、

- 1) 現在の施設の老朽化、狭隘化等建物・設備の不備
- 2) 教育計画の不備、教育機材の不足、指導職員の研修不足、職業訓練内容の未整備・非効率、指導スタッフの不足等教育訓練上の不備
- 3) 分類処遇の必要性等訓練計画上の不備

などの問題点が指摘された。

その上で、このプロジェクトにおいては、大規模な収容施設の新設ではなく、職業訓練を重点とし、14歳から18歳(特認24歳)の男子200名を対象としたモデル施設を設立し、今後のタイ国内での青少年教育・訓練施設の先駆的モデルとしての役割を担わせることが適当であるとの結論を得た。同時に本案件は無償資金協力に係る基本設計調査を行うことが適当であるとの判断が示された。

かかる経緯のもと、日本国政府は基本設計調査の実施を決定し、JICAは基本設計(第一次)調査団を1992年9月14日から10月13日まで派遣して、計画の妥当性、実施運営体制、教育計画、職業訓練計画及び施設配置の基本構想について検討を行い、新しい施設に対する構想をまとめた。

さらに基本設計(第二次)調査団を1993年1月21日から2月17日まで派遣して、基本設計(第一次)調査の内容の確認と、要請内容の具体的確認及び既存施設・類似施設の調査、敷地・環境調査等を行い、施設配置、計画の妥当性、グレード設定、プロジェクト規模の設定について検討を行った。

第一次、第二次基本設計調査の結果をもとに、国内解析を行って基本設計をとりまとめ、基本設計調査報告書ドラフト説明調査団を1993年4月18日から4月27日まで現地に派遣した。

調査及び検討の結果、本計画の基本設計策定の主要事項は以下のとおりである。

(1) 本センターの実施機関

タイ国司法省の中央少年家庭裁判所が実施機関であり、同裁判所が所管する中央観察保護センターの一部局である管理部が管理・運営する。本センターの職員は76名であり、中央観察保護センター管理部の監督下で所長のもとに管理課、訓練指導課、教育管理課及び医務課の4課を設けて運営される。

(2) 本センターの教育・訓練計画の概要

教育・訓練対象人員 : 200名とし、既存の少年矯正施設から職業訓練適性があり、社会復帰の可能性の高い者を選択して教育・訓練を行う。

教育・訓練期間 : 概ね1年間とする。(但し、建設機械運転科については6ヵ月間)

編入・修了方式 : 教育・訓練の効率を図る目的で各職業訓練科目ごとに年2回一斉編入させ、原則として訓練修了後は一斉に社会復帰させる。

教育・訓練計画 : 施設の教育目標、課程、方法及び内容を系統的に編成した教育計画のもとに、職業訓練、生活指導、教科指導、保健体育指導、特別活動の各指導領域ごとに計画的な教育・訓練を行う。

職業訓練種目 : 溶接・板金、自動車整備、電気工事、木工、機械加工、印刷、エアコン修理、建設機械運転(計8科目)

本センターがモデル施設として運用されることを考慮し、タイ全土の少年矯正施設の職員を対象とした研修活動を合わせて行うものとする。

(3) 本センターに必要とされる施設

庁舎棟

学科教室棟

中央棟

サービス棟

体育館

食堂棟

シャワー棟

便所棟
寮舎棟 6棟
職業訓練棟 4棟
建設機械運転科訓練棟
農機具庫
渡り廊下

(4) 本センターに必要とされる主要な機材

一般機材	ピックアップトラック マイクロバス(大、小) コンピューター 歯科予防衛生台 農耕用トラクター ビデオプロジェクター バスケットゴール
職業訓練用機材	溶接・板金科 手動式3本ローラー 動力切断機 TIG自動溶接機 ベンダー 自動車整備科 エア・コンプレッサー オイル・バランスー エミッション・テスター 2柱リフト 電気工事科 乾燥機 絶縁試験器 手動巻線機 実習用低圧配電盤 木工科 手押しかんな盤 自動一面かんな盤 横切盤 リッパ 木工用旋盤 機械加工科 普通旋盤 万能フライス盤 形削盤 直立ボール盤

印刷科

オフセット印刷機
裁断機
製本機

エアコン修理科

冷凍サイクル基礎実習装置
自習用エアコン

建設機械運転科

湿地ブルドーザー
ホイールローダー
モーターグレーダー
パワーショベル

本計画に必要な事業費は、本計画が日本国政府の無償資金協力により実施された場合、総額約2,357百万円(日本国政府負担分約1,992百万円、タイ国政府負担分約365百万円)と見込まれる。

本計画の実施設計に要する期間は5ヵ月、施工・調達に要する期間は12ヵ月である。

本計画が我が国の無償資金協力により実現に至れば、急激な社会変動の結果として、教育を受ける機会が与えられず社会から逸脱し犯罪、非行に走った多くの貧困層出身の青少年に対して、整備された教育環境の中で現在の労働産業事情にマッチした職業訓練をはじめとする教育・訓練を行うことにより健全な社会人として職場に定着させることが期待でき、社会不安の軽減を図るばかりではなく、同国の産業発展を支える人的資源の育成を図ることになり民生の安定向上に寄与することができる。

さらに、本青少年職業訓練センターがタイ国におけるモデル施設として設置されることから、同センターにおいて実施されるグレードアップされた教育・訓練は他の、あるいは今後設置される施設に導入され、社会復帰訓練施設全体の教育・訓練レベルを向上させることにより同国の青少年保護体制の機能強化が期待できるなど、本計画は我が国の無償資金協力の主旨に合致しており、計画の妥当性も高く、日本国政府の無償資金協力が早急に実施に移されることが望まれる。

本計画をさらに確実かつ効果的に推進するために、日本の技術協力実現に向けてのタイ国政府の積極的、かつ継続的な努力が必要であり、併せて優秀な職員の確保とその質的、量的維持及び職員間の協力体制の確立、運営予算の確保、訓練生定員の遵守、カリキュラム整備及び本センターをモデル施設として運用するための職員研修制度の整備などが必要である。

目 次

序文

伝達状

要約

第 1 章	緒 論	1
第 2 章	計画の背景	
2-1	タイ国の概況	3
2-2	児童少年の保護育成の概要	4
2-2-1	児童少年の保護体制	4
2-2-2	児童少年の司法体制	4
2-3	関連計画の概要	16
2-4	要請の経緯と内容	19
第 3 章	計画の内容	
3-1	目的	21
3-2	要請内容の検討	21
3-2-1	計画の妥当性、必要性の検討	21
3-2-2	実施運営計画の検討	22
3-2-3	類似計画や他の援助計画との関係、重複等の検討	24
3-2-4	計画の構成要素の検討	24
3-2-5	要請施設及び機材の内容の検討	24
3-2-6	技術協力の必要性検討	27
3-2-7	協力実施の基本方針	28

3-3	計画の概要	29
3-3-1	実施機関及び運営体制	29
3-3-2	教育・訓練計画	29
3-3-3	計画地の位置及び状況	38
3-3-4	計画地の自然条件	41
3-3-5	施設、機材の概要	43
3-3-6	維持・管理計画	46

第4章 基本設計

4-1	設計方針	53
4-1-1	自然条件に対する方針	53
4-1-2	社会条件に対する方針	54
4-1-3	建設事情に対する方針	55
4-1-4	現地業者、現地資機材の活用についての方針	55
4-1-5	実施機関の維持・管理能力に対する対応方針	55
4-1-6	施設、資機材の範囲、レベルに対する方針	56
4-2	設計条件の検討	59
4-2-1	準拠法	59
4-2-2	グレードの設定	60
4-2-3	施設規模の設定	60
4-3	基本計画	61
4-3-1	敷地・施設配置計画	61
4-3-2	建築計画	62
4-3-3	構造計画	78
4-3-4	衛生設備計画	79
4-3-5	換気、空調設備計画	82
4-3-6	電気設備計画	84
4-3-7	建設資材計画	89

4-3-8	機材計画	92
4-3-9	基本設計図	98
4-4	施工計画	115
4-4-1	施工方針	115
4-4-2	建設事情及び施工上の留意事項	116
4-4-3	施工・監理計画	116
4-4-4	資機材調達計画	120
4-4-5	実施スケジュール	122
4-4-6	概算事業費	124
	(1) 負担区分	124
	(2) 概算事業費	125

第 5 章 事業の効果と結論

5-1	効果	127
5-2	結論	129
5-3	提言	130

[資料編]

1. 調査団の構成
2. 調査日程
3. 面談者リスト
4. 協議議事録
5. タイ国の概要
6. 各室設備リスト
7. 職業訓練カリキュラム

第 1 章 緒 論

第 1 章 緒論

タイ国は1961年以降経済社会開発5ヶ年計画を第6次まで継続し、その間に飛躍的な経済発展をなしとげ、現在第7次5ヶ年計画において引続き安定した経済成長の維持や国民生活の質の改善を目指している。この著しい経済成長に伴う工業化、都市化という社会的変動により、都市人口が急増し、失業率の増大や貧困による都市環境の悪化といったかつてない社会現象を生じその影響を受け青少年の犯罪や非行の増加を惹き起こしている。

国家の将来を支える青少年の健全な育成を考える上でこのような事態は国家的問題であり、その解消のため同国政府は、バンコク郊外ナコンパトム地区に非行少年の社会復帰のためのモデル的な職業訓練センターを設立することを計画し、その実施に当たり、わが国の無償資金援助を要請してきた。

この要請を受けて、日本国政府は1991年12月国際協力事業団(JICA)による事前調査団を派遣し、要請内容の確認やプロジェクトの妥当性について検討を行った。その結果、「青少年職業訓練センター」の設立計画について、無償資金協力に係る基本設計調査を行うことが妥当であると判断され、JICAは法務省赤城少年院次長阿部厚一氏を団長とする基本設計(第1次)調査団を1992年9月14日より10月13日まで派遣し、計画の妥当性、実施運営体制、教育計画、職業訓練計画および施設配置の基本構想について検討を重ね、基本設計調査インテリムレポートとしてまとめた。

引続きJICAは、外務省経済協力局無償資金協力課 小林茂紀氏を団長とする基本設計(第2次)調査団を1993年1月21日より2月17日まで派遣し、基本設計調査(第1次)により作成されたインテリム・レポート内容の確認と、タイ国政府側の要請内容の具体的確認(実施運営体制、対象人数、教育期間、教育計画、職業訓練計画、施設・機材の計画)と既存施設・類似施設の調査、敷地調査を行い、計画の妥当性、グレード設定、プロジェクト規模の設定について現地調査を行った。

以上の調査結果をもとに、国内での解析を行い基本設計をとりまとめ、JICAは1993年4月18日から4月27日までの10日間にわたり、無償資金協力業務部業務第一課課長代理の島山敬を団長とする基本設計調査報告書ドラフト説明調査団を派遣した。

本報告書は以上に基づき、本計画の実施にあたり最適と判断される施設の規模設定、機材の選定、基本方針、事業実施計画、維持管理計画、事業評価、提言等を取りまとめたものである。なお、調査団の構成、面談者リスト、現地調査日程、協議議事録等は資料編に記載した。

第2章 計画の背景

第 2 章 計画の背景

2-1 タイ王国の概況

タイ国の国家の政策としての経済発展は近年めざましいものがあるが、それには農業主体の産業構造を工業中心の近代産業に切り換えたことによるところが大きい。タイは新興工業国としてはシンガポール、香港、台湾、韓国につぐ五番目の国として注目されている。

労働状況については、農林水産関係の就業者が60%を占め最も多いが、製造業、建築業関係も漸増し、商業関係者の増加も近年顕著である。失業率は年々減少傾向にあり、1990年以降は5%前後で推移している。しかし、最近は産業界の拡大化、高度化に伴って、技術者の養成が間に合わず、その人手不足を補充するのが緊急の課題となっている。

青少年の教育については、義務教育(7歳~12歳)の完全実施や、中等教育への進学、職業教育の推進に力を入れている。

しかし、その一方で、近年の工業化と共にバンコクと地方の経済格差が広がり各地方の農村部からバンコク首都圏への人口移動が目立ち、その結果地方と都会との貧富の差が従来に増して生じている。

地方と都会との落差は経済の面ばかりでなく教育の面でも現れ、地方の青少年は貧しさ故に義務教育すら受けなくて働かねばならない状況にあり、年少者が収入の多い都会へ流れ込みスラムに住みつくとというケースも少なくない。

急激な経済成長によるシワ寄せとして、児童・少年の非行も増加しており、教育省のほか内務省、司法省等において非行少年の再教育や要保護児童・少年の養護のための施策を進めている。これら児童・少年に対する教育・訓練を効率よく実施し、労働需要に対応した人材として育てることは、国家の急務となっている。

2-2 児童少年の保護育成の概要

2-2-1 児童少年の保護体制

タイ国の児童少年に対する保護体制は、主として次の3種に大別される。

- (1) 総理府の国家少年局における、24歳以下の青少年・児童・乳幼児を対象にした健全育成の全般的な管理行政面から、必要な施策を推進する政策行政的な保護体制。
- (2) 内務省公共福祉局の児童少年福祉部における、0歳から18歳迄(特認24歳未満)の薄幸な乳幼児や少年を対象にした、養護や教護および職業訓練を含む施設収容方式で、社会や児童少年の福祉増進的な自立助長型の保護体制。
- (3) 司法省管轄の少年家庭裁判所および観察保護センターにおける、7歳から18歳未満の児童少年で、触法行為等のあった者を対象に、矯正のための学科教育や職業訓練等を含む施設収容方式で、更生的な社会復帰助長型の保護体制。

このうち、(2)の自立助長型の保護と、(3)の矯正社会復帰型の保護については、全寮制による所定期間の施設収容生活と、教育および職業訓練が義務付けられている。

以上の他には、教育省の所管に属する児童や学童等への教育的な保護制度、および民間公益団体等による児童少年の保護教育施設や、財団基金等による資金物資などの支援制度それに篤志家による養育保護の里親制度などもある。

2-2-2 児童少年の司法体制

(1) 司法体制の概況

児童少年に関する司法体制は、「少年家庭裁判所設置法」等を基本にした関係法令で制度化されており、その中心的な機関は中央および地方の少年家庭裁判所と観察保護センターである。

この少年司法機関に関連するものとしては、内務省の国家警察局および1991年2月以来首相直属の機関となった検察局がある。国家警察局は、違法行為の非行少年や被疑少年を、警察官が警察署に引致して、調査および捜査活動を行い、24時間以内に観察保護センターへ送致し、検察局は、警察署などから少年の検挙や逮捕に関する書類送達を受け、また担当検察官が少年裁判所に審判開始請求の手続きを行う。検察局における主管部門は同局の少年公訴部と各地方の検察官事務所である。

表 2-1 司法省組織圖

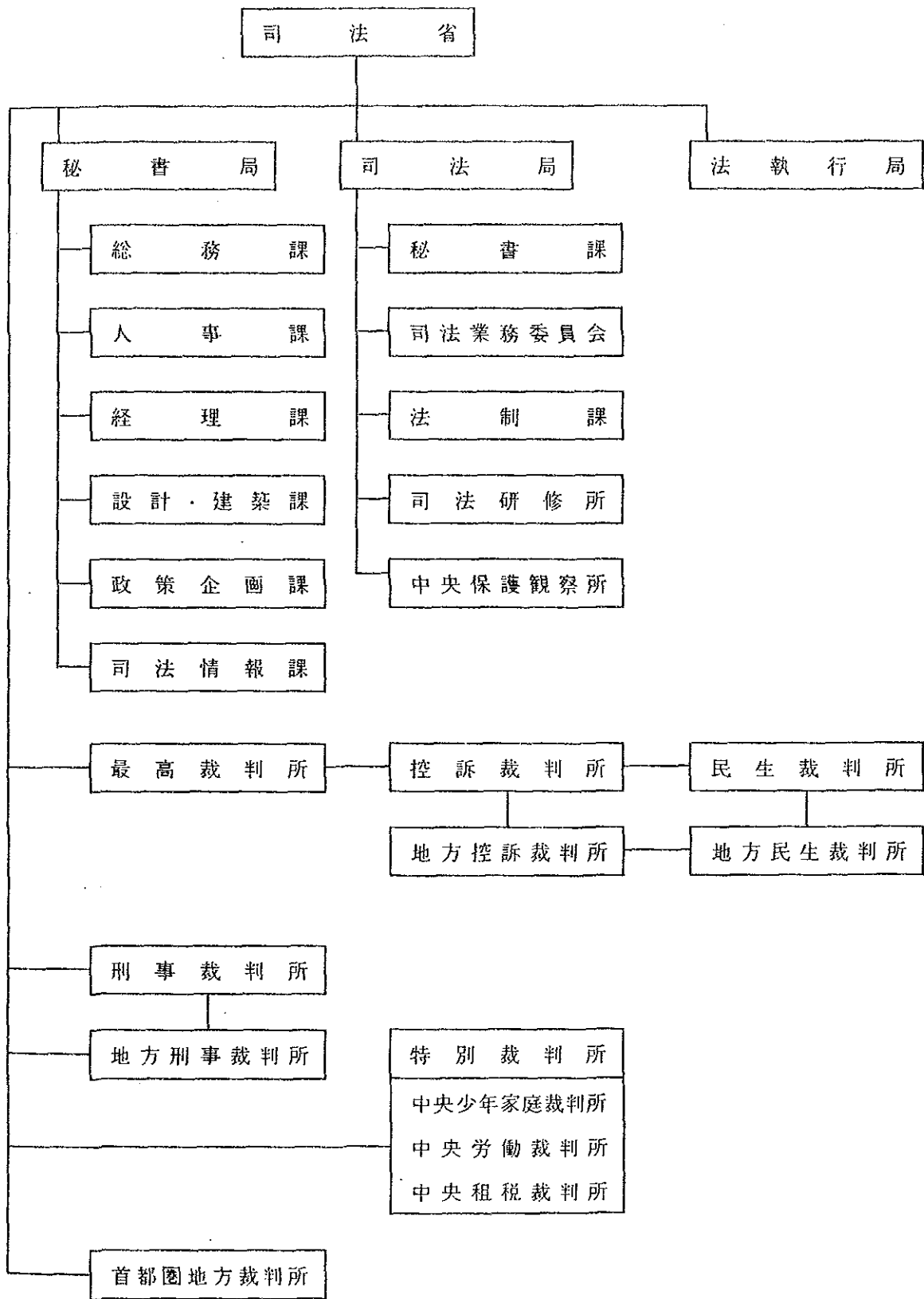


表 2-2 中央少年家庭裁判所組織図

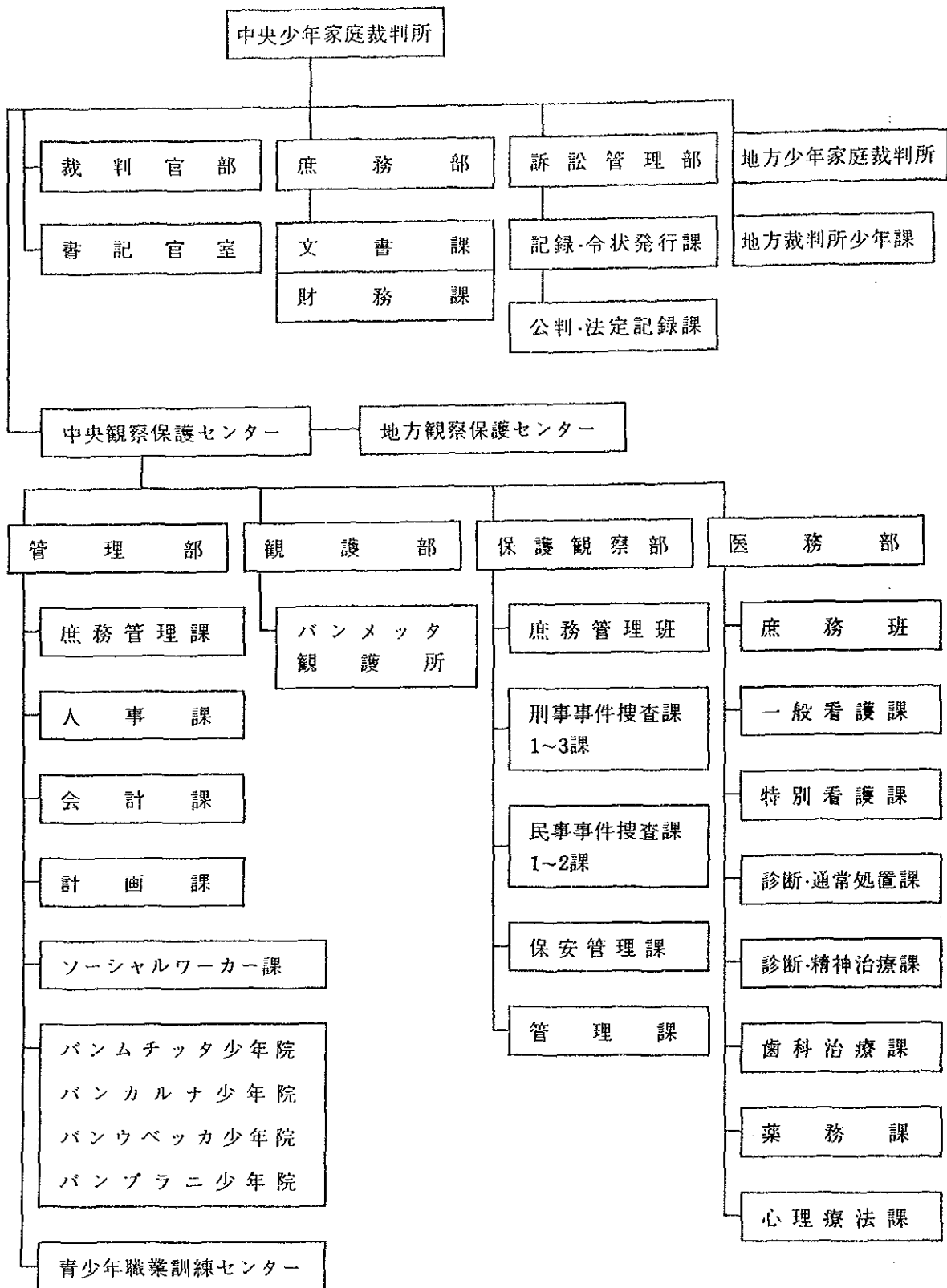
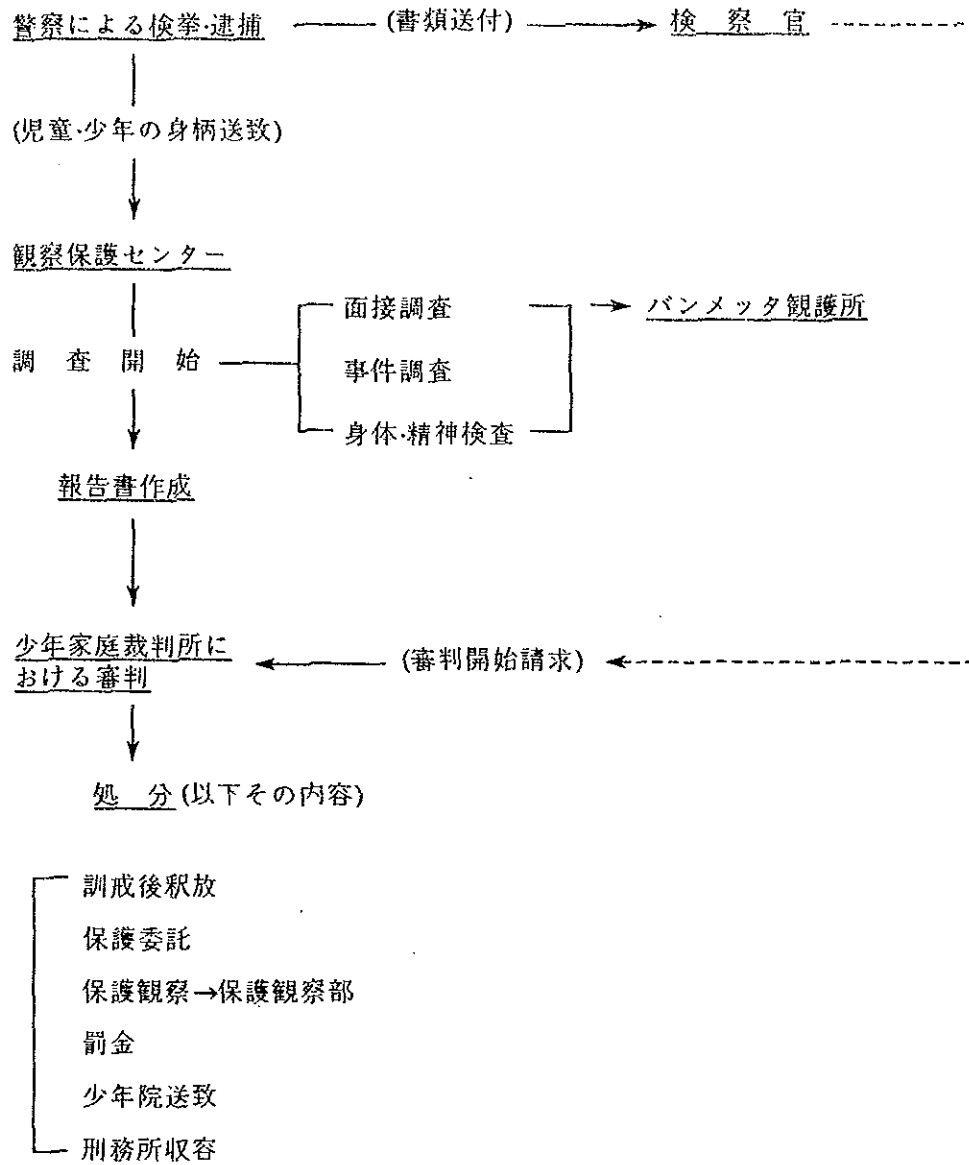


表 2-3 児童・少年事件の司法手続の流れ



(2) 少年家庭裁判所(少年裁判所であったのを1991年、法律の一部改正により変更)

1951年に、少年裁判所設置法(以下:設置法)並びに少年裁判所手続法(以下:手続法)が制定され、それに基づき、翌1952年タイ国最初の少年裁判所として、中央少年裁判所が首都バンコクに設立された。また同時に、少年裁判所の事件処理等を終始一貫して、緊密な連係で行うための中央観察保護センターも併設された。

その設立の主旨と経緯については、設置法の前文に「児童および少年の福祉のため、少年裁判所を設置することは至当の時宜である」と明記されており、法文の各条項の内容における法理念は、犯罪を犯した児童・少年(以下:少年)達に対する更生と福祉および社会復帰の助長を目的にしたものである。すなわち、設置法制定以前の刑事犯罪少年が、成人犯罪者と同じ場所に収容され成人と同じ裁判手続きを受けていたため、その心身に重大な影響をうけ、更生等による社会復帰の可能性が閉ざされ、矯正の成果が乏しかったという反省に基づき、成人犯罪者の刑事手続制度と区別した特別の手続制度が必要であるとして、7歳以上18歳未満の児童や少年を対象とした少年裁判所を発足させたものである。

設置法の規程により、1991年12月までに設置された少年家庭裁判所は、全国11ヶ所である。

少年家庭裁判所の主な構成組織と人数は、設置法によって定められている。その組織構成は、同法第4条の規定により、少年家庭裁判所とは「中央少年家庭裁判所、地方少年家庭裁判所および地方裁判所の少年部をいう」と定められている。少年家庭裁判所の人数については、まず裁判官について、同法の第13条に「少年家庭裁判所は司法大臣が相当と考える員数の判事および判事補で構成する」とあり、また第18条には「少年家庭裁判所は、2名以上の判事および2名の判事補で構成し、裁判の合議体を構成するためには、判事補の1名は女性でなければならない」と定めている。

1991年12月現在における少年家庭裁判所の全職員数は、次表のとおりである。

表 2-4 タイ国少年家庭裁判所の裁判官と職員の人数(1991年12月現在)

区 分	裁判官	事務官	雇 員	合 計
1. 中央少年家庭裁判所	9	26	4	39
2. ソンクラ地方少年家庭裁判所	3	11	3	17
3. ナコンラチャシマ地方少年家庭裁判所	3	9	3	15
4. チェンマイ地方少年家庭裁判所	3	11	3	17
5. ウボンラチャタニ地方少年家庭裁判所	3	9	4	16
6. ラヨン地方少年家庭裁判所	3	7	4	14
7. スラタニ地方少年家庭裁判所	3	10	2	15
8. コンケン地方少年家庭裁判所	2	10	4	16
9. ナコンサワン地方少年家庭裁判所	3	10	2	15
10. サムトプラカーン地方裁判所・少年部	3	11	2	16
11. ノンタブリ地方裁判所・少年部	3	10	2	15
総 計	38	124	33	195

(出典) タイ国中央少年家庭裁判所より、1991年12月提供の資料

少年家庭裁判所は、観察保護センターから提出された被疑少年に関する犯罪事実、家庭状況、心身の状況、および同センター所長の処遇に関する意見などを資料として審査する。裁判は、非公開で行われ、調査資料は開示しない。裁判の審理後における終局処分は、設置法の精神に照らし、禁固刑に代えて、少年の更生福祉に適するように決められるが、その内容は以下の通りである。

1) 社会内処遇(施設に送致しない処分)

- ① 本人を訓戒後釈放
- ② 保護者または後見人に対して訓戒後、本人を釈放
- ③ 適切な監督者への委託
- ④ 保護観察
- ⑤ 罰金
- ⑥ その他

2) 施設内処遇(所定の期間を施設で過ごす処分)

- ① 少年院に送致
- ② 刑務所に送致

上記1)の⑥および2)の②は刑罰であるほか、処分の決定を猶予するという決定を下し、これに、保護観察を付すこともできる。

因みに、中央少年家庭裁判所における1988年から1990年迄における決定処分の件数は次に示す通りである。

中央少年家庭裁判所が決定した犯罪少年の事件処分件数(1988-90年)

	取扱人数	有罪となった人数
1988年	1,719名	1,327名
1989年	2,063名	1,666名
1990年	2,034名	1,540名

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

(3) 観察保護センター

観察保護センターについては、1951年に制定された手続法に基づいて、1952年に中央観察保護センターが最初に設立された。その後各地方少年裁判所の設置と同時に、それぞれに地方観察保護センターも併設され、1991年12月現在では、全国に11カ所ある。

中央観察保護センターの組織は、表2-2に示す通り、センター所長のもとに4部および観護所1カ所と少年院4カ所がある。それら各部所等の職員数は、職員305名、常用雇員239名、合計544名である。

地方観察保護センターの組織は、10カ所ともほぼ同じ構成で、所長のもとに3課と少年院1カ所がある。

観察保護センターには、手続法・第12条の規定により、センター所長のほか、医師、精神科医、心理技官、保護観察官、ソーシャルワーカー、教官、法務官、その他の担当者等が配置されている。

表2-5 タイ国司法省・中央観察保護センターの職員数(1991年12月)

区 分	職 員	雇 員	合 計
中央観察保護センター(所長・副所長)	2	—	2
管理部	1	22	23
庶務管理課	10	—	10
人事課	8	—	8
会計課	12	—	12
計画課	5	—	5
ソーシャルワーカー課	15	—	15
バンムチッタ少年院	18	31	49
バンカルナ少年院	49	54	103
バンウベッカ少年院	21	31	52
バンプラニ女子少年院	17	28	45
観護部	1	45	46
バンメツタ観護所	16	—	16
保護観察部	1	22	23
庶務管理班	21	—	21
刑事事件調査1課~3課	27	—	27
民事事件調査1課~2課	12	—	12
保安管理課	10	—	10
管理課	16	—	16
医療部	1	6	7
庶務班	5	—	5
一般看護課	11	—	11
特別看護課	6	—	6
診断通常処置課	6	—	6
診断精神治療課	2	—	2
歯科治療課	7	—	7
薬務課	2	—	2
心理療法課	3	—	3
総 計	305	239	544

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

犯罪を犯したとされる少年は、主に警察官等の調査官または捜査官が勾引あるいは逮捕して、警察署等に到着後24時間以内の拘束(尋問録取、身体探検等)を経て、観察保護センターに送致する。

センターの所長は、送致されて来た少年の非行動機や背後関係の調査を行うため、専任の保護観察官を指名する。そして少年の行動や身体状況および精神状況等を調査後、勾留するか保釈するかを決定する。

保釈されない少年は、観察保護センターの観護所に収容する。この観護所に収容中の少年について、観護所長は、少年に適する学科教育と職業訓練を施し、少年の状態等を観察結果報告書にまとめるとともに、少年の人格や環境に関する調査を行い、所定の社会調査報告書を作成する。また医療部では、少年の医療的検査や精神的検査を実施して、所定の医療検査報告書や精神検査報告書を作成する。

観察保護センターは、手続法に規定されている処遇権限によって、少年に対する処遇を遂行する機関であるが、そのうち最も重要なものは保護観察と少年院での処遇である。

保護観察は、保護観察に付す決定によって開始され、その対象少年は保護観察官の監督と指導のもとにおかれ、少年家庭裁判所が指示する遵守事項の励行が求められる。保護観察官は、少年の社会復帰のために必要な処遇計画を推進し、少年は定期的に保護観察官に報告する義務を負い、遵守事項を守っているかどうかを調べられる。少年の更生が認められればセンター所長は少年家庭裁判所に報告して、保護観察処分は終結する。その反対の場合には、センター所長は保護観察を中止して、矯正施設へ送致する旨を少年家庭裁判所に報告する。

1988年から1990年までの3カ年に中央観察保護センターへ送致された少年の人数は表2-6の通りである。

表2-6 中央観察保護センターに送致された児童少年の男女別と年齢別の人数

区 分	1988年			1989年			1990年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
才	人	人	人	人	人	人	人	人	人
7~10	31	2	33	31	5	36	32	2	34
11~14	367	45	412	394	56	450	358	45	403
15~18	1,400	168	1,568	1,497	158	1,655	1,533	171	1,704
18以上	155	8	163	107	7	114	118	17	135
合計	1,953	223	2,176	2,029	226	2,255	2,041	235	2,276

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

(4) 観護所

観護所は、犯罪を犯したとされる少年が、警察署等から観察保護センターに送致された場合、手続法の規定によって、終局決定のある迄の期間、被疑者として身柄を収容する施設である。その間に、少年に対する所定の検査や調査を行い、また適切な一般学科および職業訓練を施す。

中央観察保護センターの観護所(以下:観護所)は、同センターの観護部を構成している。

観護所の組織と所員数は、観護所長のもとに3コ班とセンターの他部からの派遣者である専門職で構成され、1991年12月現在の総数は72名である。

この観護所は首都圏に所在するため、ここに送致収容される少年の数はタイ国内で最も多く、年間人数は概ね1,800人前後である。また収容期間は、中には6ヵ月以上の場合もあるがほぼ3ヵ月程度の間身柄の処置が決められている様子である。従って、観護所の毎月または毎日の少年の出入りは相当頻繁と見られる。平均在所少年数は、1991年11月の1日平均では、約230人である。

観護所に収容した少年は、法規によって身体検査やその他の調査が行われるが、所内の生活においては日常生活に必要な物品が支給され、毎朝6時に起床して22時の就寝までは、日課表により、規則正しい日常行動を行うことになっている。そして7歳から18歳未満の年齢および教育知能状態に応じ、相応適切な一般学科教育および職業訓練が所内の各教室や訓練棟で施される。職業訓練は、木工科、電気科、配管科、溶接科、理髪科、園芸科および洋裁科のコースのうち1つを、収容期間中に学習することになっている。

(5) 少年院

少年院は、少年家庭裁判所の審判により、少年院送致という決定のあった7歳以上18歳未満の少年を、所定の期間収容して、初等または中等学科教育および、出院後の正業就職などに益する職業訓練を施して、少年の更生指導を図るための機関である。

1991年12月現在におけるタイ国の少年院数は、首都圏4ヵ所、地方に8ヵ所合計12ヵ所で、それぞれ観察保護センターの管理部に所属している。中央観察保護センター管轄下にはバンムチッタ少年院(男子児童)、バンカルナ少年院(男子少年)、バンウベッカ少年院(男子少年)、バンプラニ少年院(女子児童・少年)の4少年院がある。

少年院4カ所の組織および職員等の数は表 2-7 に示す通りである。

表 2-7 バンコク首都圏4少年院の組織と人員表

区 分	バンムチッタ			バンカルナ			バンウベッカ			バンプラニ		
	職員	雇員	計	職員	雇員	計	職員	雇員	計	職員	雇員	計
少年院 院長	1		1	1		1	1		1	1		1
庶務管理班 班長	1		1	1		1	1		1	1		1
庶務係	1		1	2		2	1		1	1		1
会計係	1		1	1		1	1		1	1		1
タイピスト	1		1	3		3	1		1	1		1
炊事員・運転手・雑役夫		4	4		6	6		4	4		4	4
観護班 班長	1		1	1		1	1		1	1		1
寮長	2		2	5		5	3		3	2		2
監視員		26	26		44	44		26	26		24	24
教育訓練班 班長	1		1	1		1	1		1	1		1
一般教育科学 教官	3		3	8		8	3		3	1		1
職業訓練科												
大工科 指導員	2		2	3		3	2		2			
理髪科 指導員		1	1	1	1	2	1	1	2			
工芸科 指導員	1		1	2		2	2		2	1		1
印刷科 指導員				3	2	5	2		2			
園芸科 指導員	1		1	2		2						
自動車整備科 指導員				3		3						
電気科 指導員				2		2						
ラジオ・TV科 指導員				1		1						
音楽科 指導員	1		1	3	1	4				1		1
洋裁科 指導員				2		2				1		1
女子職業科 指導員										1		1
美術科 指導員				2		2						
体育道徳班												
体育科 教官	1		1	2		2	1		1	2		2
道徳科 指導員				1		1						
図書館 司書員				1		1						
計	18	31	49	51	54	105	21	31	52	16	28	44
専門職												
ソーシャルワーカー	1		1	2		2	1		1	1		1
心理技官	1		1	2		2	1		1	1		1
看護婦	1		1	2		2	1		1	2		2

(出典) 中央観察保護センターの提供資料(1991年12月)

- (注) 1. 専門職は、中央観察保護センターの職員である。
 2. 職業訓練の種目は実際に行われている種目とは一致しない。上記の表は、定員を示したものである。

1990年の4少年院における収容者の収容期間別人数は1.5~2.0年の約40%を中心にして、1.0~2.5年の範囲の者が約75%を占めている。

少年院に収容された少年は、規定によって身体検査やその他の調査が行われるが、院内の生活においては、生活に必要な物品が支給される。また、一定の日課表によって、毎朝6時に起床し、22時の就寝まで、規則正しい日常行動を行うことになっている。

平日は、午前中が3時間、午後も3時間、合計6時間を教室または職業訓練室で学習や実習を行うが、休日は院内で、比較的に関自由な行動が許されている。

4少年院に収容される学齢期の少年には、それぞれの学力に応じて院外の小学校や中学校と同様な一般教育を施している。この院内教育の結果に対し、教育省の非公式教育局から、それぞれの履修者に認定証書が交付される。

また、少年が少年院から釈放されて出院後の正業に就職する場合のため、職業訓練も行われている。職業訓練生についても実技試験などの結果、教育省(非公式教育局等)から認定証書が交付されている。

1990年度に出院した少年(男女)のうち、中央観察保護センターの管理部ソーシャルワーカー課が追跡調査した580人の事例では、表2-8に示す通り、就業者は34%、学生が20%、仏教僧1%と、計55%は正業に就いているが、27%は未就職である。

上記以外に、社会復帰し更生指導下にある者が13%、シンナー等の吸飲中毒者が3%、家から逃亡して放浪中の者が2%、犯行常習の者が1%と、生活の安定していない者も多い。就職者195人のうち、少年院の職業訓練コースと関連するものは、次の17職種の117人(60%)である。

工員	23人	美容師	4人
農業・果樹園員	18人	洋服仕立工	4人
自動車修理工	13人	大工	4人
ラジオTV修理工	10人	印刷工	2人
溶接工	9人	婦人服仕立工	2人
電気工	7人	造花工	2人
装飾工	6人	ミュージシャン	2人
家事手伝い	5人	古典演劇舞踊家	1人
理容師	5人		

その他78人は、労働者、販売員、バス車掌、警備員、政府の臨時雇員の5職種である。

表 2-8 タイ国少年院から釈放出院した少年の社会復帰状況人数 (1990年)

分 類	事例人数	%
	人	
1. 就職	195	33.62
2. 上級学校等への進学	115	19.83
3. 法律規定の仏教僧	8	1.38
4. 未就職	156	26.90
5. 政府と民間団体の社会復帰更生指導下にある者	76	13.10
6. シンナー等の吸飲中毒者	15	2.59
7. 家から逃亡して放浪中	10	1.72
8. 犯行常習者	5	0.86
1990年の計	580	100.00

(注記) 上表の人数は、1990年に少年院から出院した少年(男女)のうち、中央観察保護センターのソーシャルワーカー課が追跡調査した580人の事例である。

(出典) 1991年12月、タイ国司法省中央少年裁判所の中央観察保護センターの資料

2-3 関連計画の概要

現在、タイ国は、1992年から、第7次経済社会開発計画の実施に入ったところである。タイにおける本格的な開発計画は、1961年に世界銀行の勧告を受けて作成した経済社会開発5ヵ年計画(1961~66年)が最初で、以降第6次までの推移概要は以下の通りである。

第1次5ヵ年計画では、民間主導型の軽工業化推進を基本とし、輸送、通信、灌漑や発電用ダム、その他の公共施設等に重点が置かれ、計画期間中の国内総生産(GDP)成長率は年平均7.3%で、目標の5.5%を上回り、全般的には、輸入代替型産業が成長した点の特徴である。

第2次5ヵ年計画(1966~71年)は、第1次の基本方向を継承して社会基盤整備に重点をおき、政策目標としては、開発利益の分配が重視され、開発予算の70~80%を農村部のプロジェクトに投入した。この期間中のGDP成長率は年平均7.2%と依然高水準を維持したが、後半に始まった国際的な不況で、順調に成長していた輸入代替型産業は国内市場の停滞で伸び悩み、地域間の所得格差が拡大し、特に北部地方の貧困層増加が深刻化した。

第3次5ヵ年計画(1972~76年)では、顕在化した所得格差拡大の是正等を主要政策目標に掲げていたが、政策方向は、第1次石油危機のため高度成長重視から生産性の向上および経済の安定性向上に転換した。しかし、国際的な不況の影響を受けて、インフレと失業が起これ、所得格差の是正は十分に達成されなかった。この期間中のGDP成長は年率6.2%である。

第4次5ヵ年計画(1977~81年)は、前計画の未達成目標を引継ぎ、新たな経済活動の回復及び国内資源の開発を主な政策とし、輸出志向型産業への転換育成などにも力点が置かれ、GDP成長率は年平均7.1%で、ほぼ目標率を達成した。しかし所得格差の是正は進展が遅く、都市部と農村部の地域格差問題も顕在化してきた。

第5次5ヵ年計画(1982~86年)は、70年代の石油危機で国際経済と金融情勢の急激な変化に翻弄された経験を踏まえて、農業国から工業国への転換を基本とした経済構造改革が主要点になっていたが、この期間中に第2次石油危機が発生したため、GDP成長率は年平均目標の6.6%に対し4.4%に低下して、失業者数は81年末の20万人から86年には100万人に増加した。また、貯蓄率の低下から投資貯蓄ギャップは拡大して、貿易赤字や対外債務の増大が深刻化した。

第6次5ヵ年計画(1986~91年)は、それまでの量的な拡大よりも、質的な拡大を重視したもので、年平均5%以上の経済成長を維持し、雇用の拡大、所得の配分、経済バランスの改善等を図ること、持続的な社会開発を促進し、生活の質的向上と公平の確保等を目的とした。この計画の前半は好景気により予想以上の成果をおさめたが、社会基盤の未整備、技術者や技能工などの労働力不足、地域振興の遅れ等の問題が顕在化した

ので、改定計画を策定し、高度成長の維持と公正な所得分配の実現による貧困の解消を図ることとなった。その結果は、目下整備中であるが、概ね妥当な目標達成をしている。

第7次5ヵ年計画(1992~96年)は、①第6次5ヵ年計画の改定計画の方針を引継ぎ、安定した経済成長の維持、②公平な所得配分の実現と全国各地域の繁栄、③人的資源の開発と技術的水準の向上、国民生活の質の改善、天然資源の開発と社会環境の保全を要点としている。その施策項目の要旨は、①市場の変化に対応し、異なる産業部門間の均衡を重視した開発戦略の確立、②貧困の解消、生活の質の向上、環境の保全、地方産業の活性化等の重視、③国際化の推進、特に人的資源の開発、近代的な科学技術の活用によるタイ経済と各種産業の国際競争力の強化、④経済社会の基盤強化のためのタイ国内市場の開発推進、⑤公的部門と民間部門との経済開発における役割分担の明確化、特に開発推進面等における民間部門の役割重視である。本プロジェクトに関連する分野の具体的指標としては、

- 国民の貧困層比率を1988年度の23.7%から1996年度には20.0%以下に減少させる。
- 所得収入の不均衡を減少させる。
- 国民人口が、6,100万人になるよう、出生率を1.2%に減少させる。
- 義務教育を6年間から9年間に伸ばす。
- 就業人口を1996年度までに280万人増加させ、全体では3,485万人とする。
- 1,000人当たりの死亡率を1996年度までに29から23に減少させる。
- 公衆衛生の状態を改善する。

第7次経済社会開発に関係して、タイ国司法省少年家庭裁判所は、以下の6プロジェクトを予定してる。

- (1) 既存の地方裁判所のうち、15ヵ所の地方裁判所に対して、少年部門を新たに併設する。
- (2) 新たに、二地方に、少年家庭裁判所及び観察保護センターを開設する。
- (3) ナコンパトム県内に、中央少年観察保護センターが、青少年の社会復帰のための職業訓練施設を新設する。
- (4) 4地方の観察保護センターから出所する青少年のためのアフターケアハウスを新設する。
- (5) 家庭の問題を含むケースに対処するため、少年裁判所を少年家庭裁判所に改組する。

- (6) サムトラカン地方裁判所及びノンタブリ地方裁判所に、それぞれ併設されている少年部門を、少年家庭裁判所に格上げする。

これらのうち、(3)が、本プロジェクトの要請の契機となった計画であるが、具体的な建設計画や工程計画は未定である。本計画施設の敷地については、先行的に割当ててあり、タイ側としては本プロジェクトの開始を全体施設建設のきっかけととらえている。

2-4 要請の経緯と内容

タイ国は、近年の急速な産業発展(GDP成長率8.4%)により、首都バンコクへの人工集中が進行し、都市化、スラム化、核家族化など、社会構造が変化しつつある。また同時に、経済的な成長は貧富の差及び首都と地方の格差を助長し、特に都市において失業率(全国平均5%)と犯罪(163,053件、1986年)が増加しつつある。国家の将来を支える青少年においても、このような社会構造において、知識や技能を身につける機会が不足し、適切な雇用・収入が得られず、これが非行を増加させる要因となっている。

タイ国では、第6次5か年計画(1987~1991)において、その経済成長を支えるために、社会構造の適正化を図ることをうたっている。そのためには、これら社会不安の温床となっている青少年の非行を減少させ、さらにこれらの青少年の更生を図ることにより、同国の経済成長を支える人的資源の育成を促進する必要があるとしている。中央観察保護センターは、こういった青少年が社会復帰するための訓練を施すことを目的に、中央少年裁判所(現在中央少年家庭裁判所)のもとに、バンコクにおいて1952年に設立され、現在はバンコクに5つの少年社会復帰施設(観護所1:少年院4)を有する。ここには、非行を犯した者のうち、7歳から17歳までの青少年で裁判所が認めた者が入所することになっている。現在バンコクの5施設では約1,100人の青少年が訓練を受けており、その約12%は再入院者である。

かかる状況に基づき、タイ国政府はバンコクにおける適正な青少年の矯正活動を充実させるため、バンコクの5つの施設を統合し、新施設群を設置する計画を策定し、その実施に関してわが国に対し無償資金協力を要請した。これを受けて国際協力事業団は、1991年12月に、事前調査団を派遣し、要請内容について確認すると共に、施設の対象人数を200名と設定した。職業訓練内容についてはタイ国における各職種についての労働力需要や訓練指導員の能力を調査した上で基本設計時に決定することとした。また、施設については職業訓練棟に加え、管理棟、寮、治療施設等についても計画に含まれることで合意した。上記事前調査結果に基づき、1992年9~10月にかけて基本設計調査(第1次)を実施した。ここでは主に本施設の目的及び教育・訓練内容について検討が行われた。その結果、タイ側が国内で青少年矯正システムを拡充するに先駆けてそのモデルとなるような、職業訓練を重点的に行う社会復帰のための職業訓練センターを建設することで以下のとおり合意した。

(1) 無償資金協力によって供与される施設の取扱い対象

- 1) 少年の数: 200名
- 2) 職業訓練適性並びに矯正可能性の高い者を既存の施設から選択する。

(2) タイ側要請内容

- 1) 建物: 庁舎、職業訓練棟、教室棟、体育施設、食堂、寮舎
- 2) 職業訓練種目: 溶接・板金、自動車整備、電気工事、木工、機械加工、印刷、エアコン修理
- 3) 機材: 職業訓練、学科教育、体育・レクリエーション、心理療法に必要な機材

この合意に基づき個々の訓練教育内容を検討し、それに基づき本計画の基本構想を作成し、1993年1月～2月にかけて基本設計調査(第2次)を行った。ここで、建設機械の運転について、タイ国では特にバンコク周辺において旺盛な建設需要があり、同職種に対する労働需要が高いことを考慮して、本計画の訓練種目に加えることとした。

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

3-1 目的

タイ国は、第7次経済社会開発5ヵ年計画に、社会から逸脱した青少年の社会復帰を効果的に行うシステムを構築することを盛り込み、それを受けてタイ国司法省の5ヵ年計画において、バンコク郊外ナコンパトムに青少年職業訓練センター設立の構想が策定された。現在バンコクにあるこの種施設は収容人員の割に狭小で老朽化が著しく、その上教育・訓練のための設備・機材等が不足している。

本計画の目的は、以上のような国家的施設及び現状を踏まえ、青少年の社会復帰のための教育・訓練を効果的に行うため、ナコンパトムに職業訓練を重点としたモデル施設を設置し、効果的教育・訓練を行う設備・機材等を整備することである。

3-2 要請内容の検討

3-2-1 計画の妥当性、必要性の検討

タイ国は、社会から逸脱した青少年の社会復帰を効果的に行うシステムを構築することを目指し、青少年職業訓練センターの設立について構想をもっている。

しかしながら、同国の社会復帰訓練分野においては、既存の施設において見られるように、施設、機材及び運営管理能力が不足していて、例えばバンカルナで最大規模の職業訓練種目である印刷科では少年89名職員5名(2名は雇員)に対して、印刷機4台、カテロ版植字機20台、製本機1台、裁断機2台、が主要機材であり、自動車修理科は少年80名指導員3名に対して、プライヤ23個、電気溶接機1台、ガス溶接機1台、充電機1台、計測機3台が主要機材である。その他の種目も同様である。こうした実情から適正な訓練ができず、訓練内容も低下し非効率になっている。

そこでタイ国政府は上記構想を実現するため、バンコク郊外に職業訓練を行うモデル施設を設置し、効果的な訓練を実施するとともにその運営を通してタイ国における青少年矯正のシステムと機能を強化することを目的としてわが国に無償資金協力を要請してきたものである。従って本計画の実施は、青少年の社会復帰訓練の充実改善に力点をおいているタイ国にとって優先度の高い計画であり、その必要性は大きいと判断される。

本計画は、現在施設に収容している青少年の中から訓練適性、必要性を考慮して選考し、一定の期間内に一定の技術水準までの有効な職業訓練をおこなうという極めて明確な目的をもっている。これは従来の施設がほとんど一定期間の収容のみに終始して

いる現状から大きく一歩を踏み出すものである。職業訓練を中心とした施設の運営全般についてのモデル施設を新たに設置することは、タイ国の青少年社会復帰対策にとって重要な試金石となると考えられる。本計画が実施に移され、青少年の社会復帰が効率的におこなわれると、多くの青少年が健全な社会人として職場に定着することになり、同国の社会問題である少年非行の減少に資するばかりでなく、同国の産業発展を支える人的資源の育成を図ることにもなり、民生の安定向上に寄与するものと判断される。

3-2-2 実施運営計画の検討

(1) 運営組織

本施設は、中央観察保護センターの傘下に新設される青少年の社会復帰のための職業訓練センターである。本センターの組織は図3-1のとおりであり、運営管理の責任は所長にあり、総員76名で運営される。

本施設における少年数に対する職員数の割合は2.63人：1人である。既存の施設における少年数に対する職員数の比率は概ね3人：1人である(1990年)が、本施設が既存の施設に比してレベルの高い教育を実施することからより多くの職員を要することを考え併せると妥当な職員数であるといえる。

(2) 要員の確保

本計画の実施にあたり、76名の内20名は新規採用により確保し、残りはタイ国の既存の訓練施設からの配置換により確保する予定である。特に、高い指導技術をもった職業訓練指導員を確保することが必要である。現在、当該分野においては職業訓練学校卒を職業訓練指導員採用の基準としているが、本計画における職業訓練は既存の施設に比して種目、訓練内容共に大幅にグレードアップしていることから、より専門的な知識・技能をもった技能職員を確保する必要がある。タイ国職業能力開発局が設定する資格を有する職員を採用するとともに、既存の施設から優秀な人材を配置換により確保し、職業訓練学校において必要な知識・技術を修得させることが必要である。

(3) 予算の確保

本施設の運営に必要な経費は、中央少年家庭裁判所によると、3-3-6維持・管理計画で述べるように、年間約880万バーツと試算されている。本施設は、中央観察保護センターに位置付けられるため、司法省予算からの交付を受けて運営されることになる。中央少年家庭裁判所及び中央観察保護センター(少年院、観護所を含む)の過去3年間の予算支出実績は表3-1のとおりであるが、これは全少年家庭裁判所及び観察保護セン

ターの予算の約4割にあたる。本施設の運営に必要な経費は全体額の約1割であるが、支出増についてはタイ国総理府において前向きに検討されている。

表 3-1 タイ国中央少年家庭裁判所と中央観察保護センターの支出金額(実績と予算)
(1991年12月)
単位千バーツ(注記:1米ドル=約25バーツ、1バーツ=約5円)

支出内容	1990実績	1991実績	1992予算
1 給与	21,475	23,850	25,217
2 支払金	9,244	10,715	11,110
3 補償金、手当金、在庫品	19,280	22,299	24,679
4 公益施設	1,988	2,401	2,761
5 耐久性備品、土地、建物	3,320	3,320	10,059
合 計	55,307	62,585	73,826

また、タイ国では、さまざまな施設や機関で運営費のかなりの部分を寄付によってまかなうという社会的慣行がある。これは国家的規模、社会的規模で行われていて学校、施設、公務所にいたるまであらゆる分野で寄付が実質的に大きな予算財源となっている。少年院の場合は少年家庭裁判所福祉財団を通じて行われている。

職業訓練の原材料についてもそのかなりの部分や、また、必要図書の4分の3程度までも寄付によっている。福祉財団から中央観察保護センター管轄の少年院、観護所への寄付額は表3-2のとおりで、1992年度は寄付金の割合は給与を除く支出経費の3~4%を占めている。

表 3-2 中央観察保護センター管轄の少年院、観護所における過去3年間の支出額と寄付額の推移

(単位:千バーツ)

年度	1990	1991	1992
給与	8,568	9,116	9,663
給与以外の経費(A)	43,903	49,782	54,197
少年家庭裁判所福祉財団の寄付(B)	1,234	1,265	2,264
寄付額に対する経費の比率(%)	2.8	2.5	4.2

本施設に対する寄付額は明らかではないが、少年院や観護所と同程度になるものと思われる。それによって国家負担の一部軽減が期待できる。

以上検討の結果、本施設運営にあたっての要員の確保及び予算の確保については、タイ国政府が強い理解と協力の姿勢を示しており、計画の実施に支障はないと判断される。

3-2-3 類似計画や他の援助計画との関係、重複等の検討

第2章で述べたとおり、タイ国政府は人的資源の開発と技術的水準の向上や国民生活の質の改善を第7次5ヵ年計画に位置づけている。技術向上を目的とした職業訓練センターはウボンヤコンケンにあり、我が国の技術協力を実施中である。しかし、本計画は非行歴のある青少年の社会復帰を職業訓練を通じて達成しようとするものであり、単に特定職種の技術や知識の習得を目的とする施設とは性格が異なるものである。

タイ国において、既存の少年矯正施設においてある程度の技術訓練は行われていたが、設備やカリキュラムが整備されていなかったため、職業訓練の成果が十分に発揮されていなかった。本計画は国内唯一のモデル施設として第7次5ヵ年計画の政策目標を実現するものであり、他の計画との重複はない。

3-2-4 計画の構成要素の検討

本計画の内容は施設・機材に大別されるが、計画対象施設は、①庁舎、②中央棟、③職業訓練棟、④学科教室棟、⑤体育施設等、⑥食堂、⑦寮舎である。これら施設を敷地内に有機的に結合し配置することにより、教育・訓練の効果を高めるものである。

さらに、敷地内を整備することで住環境を向上させ、生活の場としての施設の環境を確保するものである。一方機材としては、職業訓練の目的を達成するためのものに加え、学科教育や体育レクリエーションの機材の他、日常生活や初期治療及び心理療法に必要なものを整備することで職業訓練や教育、日常生活を充実させる。

3-2-5 要請施設及び機材の内容の検討

(1) 要請施設の検討

- 1) 中央棟は、医師、心理技官、ソーシャルワーカーらが少年の心身をケアするための機能をもつ。心理技官・ソーシャルワーカー事務室および関係諸室、医療関係室等から構成される。庁舎棟は、施設を運営するための事務、入退所の事務、少年への面会などの機能で構成される。さらに、中央棟には、心理療法に関する室を設けることとする。

計画施設では、モデル施設として従来の少年院において実施されている教育

指導に加え、社会復帰のための生活指導にもさまざまな新しい試み、例えば休日や平日の夜間に、寮内で指導員や心理技官、ソーシャルワーカーなども加わって講話や職業・就職に関する情報提供をしたり、心情不安定や家庭環境の悩みから訓練に集中できない少年には、心理劇や音楽療法、面接等で心理療法的に関わったり、保護者を含めた家族療法を試みたりして、いろいろな角度から少年が将来への希望をもって教育・訓練に集中できるよう工夫する。このため本計画では教育訓練の中核としての役目をもつ中央棟を設置すると共に、このような職業訓練、生活指導、体育指導、心理治療教育など本施設で展開される新しい試みを広くタイ国内に紹介し普及するために、他の施設職員に対する研修機能を庁舎棟に付加することとする。

- 2) 職業訓練棟及び学科教室棟は、カリキュラムに対応した教室や実習場等で構成される。建設機械運転科を除く7科目の実習場は、将来における種目の変更、設備グレードの変化に対応できるよう面積等に配慮することとする。また、学科教室棟に職員室をつくることにより、職員間の連携を深められるようにする。

タイ国の従来施設では学科教室は義務教育(小学校)または中学校課程の教科教育に使用されているが、本施設は義務教育修了者を前提としているのでこの授業は行わない。その代わり職業訓練科目ごとに集団で一斉に入所してくるので、新入時教育、修了準備教育及び職業訓練に必要な学科教育のために使用する。現在、タイでは個別にさみだれ式に入所してくるので、教育は個別に短時間行われているだけである。

一般学科教育は主として新入時教育のカリキュラムの中で行われる。教科としては、タイ語(30時間)、数学(50時間)、英語(40時間)、理科(40時間)を予定し、履修コースに関連した基礎教科を補習的に行う計画である。

教室の定員は編入の方法と関連する。建設機械運転科を除く7種目については、1コース26名のうち、半数の13名ずつを1年2回(6ヵ月ごと)編入し、1回に2コースを編入することで26名となる。建設機械運転科については、対象人員18名を6ヵ月ごとに編入させる。

教室の数は一般学科教育では視聴覚教室を含めて4教科4教室を計画する。

- 3) 体育施設は、体育館とサッカーグラウンドで構成される。体育館は、各種の式典や行事などにも使用できるステージを設けたものを計画する。
- 4) 食事は、少年達にとって楽しみの時間であるため、食堂についてタイ国の食習慣に配慮し、タイ国の生活水準に従って、贅沢でなく、開放的で衛生的なものを計画する。
- 5) タイ国の従来施設では、寮舎は寝るためだけの施設であり、100名以上の少年が一つの大部屋に起居しているため、弱い少年に対するいじめがあった

り、不衛生であったりして生活環境には問題が多い。本計画では施設の教育の充実には寮内での教育活動、生活指導が大きな位置を占めていること及び適正かつ効果的な寮内指導を行う上で適当な少年数に限定する必要性を考慮し、1寮の定員を一般寮36名(各室6名、6室)、修了準備寮20名(各室4名、5室)に抑え、寮内を低い間仕切、収納キャビネットで小部屋に分けてプライバシーを確保するとともに、教室活動空間としての集会室(居間)と集団室(寝室)を分けることにより寮舎に教育活動の機能を併せもたせることとする。

- 6) 少年は訓練期間の大半を施設のなかで過ごすことになるため、屋外環境は生活に変化とうるおいを与える非常に重要な要素となり、教育指導上でも大きな役割を果たす。このため外構計画においては植樹、池、花壇などを設けて住環境の整備に努める。

(2) 要請機材の検討

1) 一般機材

a) 学科教育用機材

視聴覚教室にオーバーヘッドプロジェクター、スライドプロジェクター、16mm映写機、ビデオプロジェクター等を設置して視聴覚教育の充実を図り、併せて講堂的な機能をもたせて多目的に活用するため小演壇、マイク拡声装置等を配置すると同時に、個々の職業訓練、学科教育にも視聴覚教材による学習をとりいれるため、各教室にビデオ及びテレビを配置するほか、教材作成のための複写機、謄写印刷機を配置し、また、図書室については休日や余暇時間などの利用が多いので施設機材の内容を充実させる。

b) 体育レクリエーション教育用教材

本施設における体育及びレクリエーションは集団スポーツを中心に指導するので、タイ側から要請のあった機材のうち、筋力強化のためのアスレチックマシーンは最少限に抑え、バレーボール、バスケットボール、サッカー、タクロー、卓球、バドミントン、ハンドボール等の体育設備と機材を体育館及びグラウンドに配置する。

c) 心理療法用機材

心理技官及びソーシャルワーカーが増員されるに伴い、現在の心理検査担当者及び入出時事務担当者としての役割に加えて、セラピストとしての役割を果たすことにタイ政府は強い意欲を示している。施設内での教育の指針を作成することも技官等の業務であり、サイコドラマ室、集団療法室、個別心理療法室、観察室及び事務室を設けて、サイ

コドラマ用ステージ、遮音扉、音楽療法用楽器、聴音装置、ビデオ撮影装置、同編集機を配置し、また、統計的数理的分析のためのコンピュータを配置する。

(2) 職業訓練機材

職業訓練各種目については、3-2-1計画の妥当性、必要性の検討で述べたようにその実施の必要性が認められている。各種目においては、当該種目の訓練目標を効果的に達成するため設定されたカリキュラムに沿って実習が設定されており、実習は訓練対象者が当該種目の技術を身につけるための体験的訓練として欠くことができない。実習には、訓練目標及びカリキュラムに適合した機材が、実習人数に応じて設置される必要がある。

また、本施設は、普通教育学校等と違っておおむね1年の間施設内で生活を送ることになるので、これに伴って、衣・食・住及び健康管理の各領域にわたる保障措置が必要となる。このために上記の機材とは別に一般機材として厨房機材、洗濯・補てつ機材、医療機材、生活機材が必要となる。

食費が1日1人17パーツ(約85円)と定められているので、実質的に食生活を向上させるためには農耕園芸等の自営用務作業が不可欠であり、このための機材として、農耕用トラクター、草刈機、運搬機等が必要である。炊事洗濯等も1人の職員が少年を補助者として行うため、厨房、洗濯室、補てつコーナーにガス炊飯機、電気洗濯機、電気乾燥機、脱水機等が必要である。

また、日常的な疾病や急病及び実習等で負傷等に対応するため、医務課に歯科予防衛生台(Prophylactic unit)、救急用人工蘇生器、応急医療措置機材が必要である。更に寮内での活動に対応するために各寮にベッドや学習机などの生活機材の配置も必要である。

機材については、基本的かつ応用範囲の広い訓練が行えるもので、耐久性・メンテナンスの容易な標準的機材を選定するものとする。

3-2-6 技術協力の必要性検討

本計画は、職業実習及び学科教育を通じた青少年の社会復帰訓練を実施するモデル施設の設定であり、その運営によって、社会から逸脱した青少年の改善更生をより効率的に実施できる青少年矯正のシステムを構築することで、タイ国における青少年矯正システムと機能を充実強化することを目的としている。このため、職業訓練を初めとする各種教育訓練をタイ国における既存の施設に比較してより高いレベルで行うことが計画されている。

しかしながら、本計画施設の管理運営、職業訓練を初めとする各種教育指導の実施に

については、タイ国の指導者が開設後ただちに各種職業訓練指導を初め、教育全般にわたり施設を効果的に運用するうえで以下の困難がある。

- 国際準則が求める少年の職業訓練の人権に配慮し、法令に基づく青少年の社会復帰訓練を効果的に実施するためには、施設の基本教育計画が策定され、その計画に基づき組織的、計画的に教育が実施されねばならないが、現状では基本教育計画そのものが不備であるだけでなく、職業訓練、生活指導、教科指導等の各領域の指導が相互に関連して行われておらず、各指導領域の指導者が協調連携して効果的な指導を行うために不可欠な連絡会議等も行われていないなど、組織的、計画的教育のノウハウが蓄積されていない。
- 施設の基本教育計画に基づき、各訓練生の個別的指導を実施して初めて教育効果を高めることが可能となるが、その基盤となる客観的な成績評価等に関してノウハウが蓄積されていない。
- 教育の具体的な指導方法、例えば寮内における面接等の個人的指導や集会等のグループ指導等について経験がなく、指導力に問題がある。

本計画が実施に移される際、既存の施設とは異なる職員組織や保安形態により運営されるほか、心理療法、面接指導、各種の視聴覚機材を活用した生活指導、教科指導など、従来行われていない、或いは既存の施設に比して多様かつ質の高い教育が導入実施される必要があると共に、特に職業訓練については整備された資機材が効果的な訓練を行うために有効に使用されねばならない。

一方タイ国の既存の青少年矯正施設はこういった専門分野での教育活動を実施するための配慮に乏しいものであり、また教育的配慮のされた施設を整備するノウハウにも欠けている。このため、本計画を通じて教育訓練に重点をおいた施設の設計思想をタイ国に定着させていく必要がある。これら現状のタイ国の青少年の社会復帰施設に携わる要員の管理運営能力、技術指導力の向上には、本計画の実施に合わせて本施設開設後、管理運営、技術指導のために矯正教育計画、職業訓練計画、寮内指導、個別指導、社会復帰時の家族・職場環境の調整、職業訓練各種目指導、分類鑑別等の分野について専門家派遣及び研修員受入れを行うことが無償資金協力実施の効果を大幅に高めることになる。

3-2-7 協力実施の基本方針

本計画の実施については、以上の検討により、その効果、現実性、相手国の実施能力等が確認された。また、非行を犯した少年に適切な職業訓練や生活指導を行い、社会復帰させることは、タイ国における人材育成や社会福祉に大きく貢献するものであり、本計画の効果は無償資金協力の制度に合致している。このため、日本の無償資金

協力で実施することが妥当であると判断された。よって、日本の無償資金協力を前提として、以下において計画の内容を検討し、基本設計を実施することとする。

3-3 計画の概要

3-3-1 実施機関及び運営体制

(1) 実施機関

司法省傘下の中央少年家庭裁判所が本計画の実施機関である。本計画である青少年職業訓練センターは同裁判所所管の中央観察保護センターの一部局である管理部に所属し、管理・運営される。

(2) 運営組織

1) 青少年職業訓練センターの組織は図3-1のとおりである。管理・運営は、中央観察保護センター管理部の監督下で所長のもとに行われる。職員総数は76名である。所長の下に管理課、訓練指導課、教育管理課及び医務課の4課を設ける。

2) 施設の職員

表3-3の職員構成により施設の運営を行う。

3-3-2 教育・訓練計画

(1) 教育計画

本施設は、社会から少年家庭裁判所によって少年矯正施設に収容された青少年の社会復帰訓練を効率的に行うために職業訓練を初めとする各種の教育訓練を行うものである。

したがって、本施設においては、適正な訓練人員の確保、適正な規模、グレードの建物・設備等の整備はもとより、なによりも効果的な社会復帰訓練を行うための教育指導体制を構築することが必要である。さらに、本施設は、将来の同国におけるモデル訓練施設であることを踏まえて、その教育訓練全般にわたる内容は既存の訓練施設よりも一段グレードの高いものとして計画される必要がある。以下にその概要を記す。

- 1) 対象人員
男子200人、年齢14~18歳(特認24歳)
既存の少年矯正施設から職業適性を有し、かつ、社会復帰の可能性の高い者
を選択する。
- 2) 訓練期間
概ね1年間(但し、建設機械運転科については6ヶ月間)
- 3) 編入方式
各訓練種目ごとに年2回の編入とし、原則として一斉編入させる。
- 4) 修了方式
 - ① 原則として、訓練修了後は一斉に社会復帰させる。
 - ② 成績不良者は元施設に還送または他施設に移送する。
- 5) 基本的教育訓練計画
教育訓練は、一定の教育期間の中で、視聴覚的機材、心理療法などを用いて、精選された教育内容を計画的に行うことによって初めて最も効率的に実施できる。そのために、施設における教育の目標、過程、内容、方法等を具体的に明示する基本的教育訓練計画の作成が必要である。
- 6) 教育目標
本施設の教育目標は、健全な職業観と技能・知能を身に付けた心身ともに健康な職業人を育成することとする。
- 7) 教育内容
教育目標を達成するための教育内容は、職業訓練と職業に対する態度、意欲の向上を図るための指導と、自己に対する理解を深め社会生活に適應できる人間を育成する指導を重点的な項目として設定する。
具体的な教育内容としては以下に述べるように、職業訓練、生活指導、教科指導、保健体育指導、特別活動指導の5領域を設定し、各領域の指導内容を充実させると共に、相互に関連させて、効果的な指導が行えるよう配慮する必要がある。
- 8) 教育方法
教育内容を効果的に実施するため、視聴覚機材、心理療法等各領域の指導内容に最も適合した教育方法を精選して行うことが必要である。
- 9) 教育過程
教育目標を達成するためには、教育期間を幾つかの段階に区分し、各段階に応じた教育目標、内容、方法を設定することが効果的である。本施設におい

では、12ヶ月の教育期間を3段階に区分し、新入期、中間期、修了準備期として設定する。

以下において、次項に詳述される職業訓練を除き、生活指導、教科指導、保健体育指導、特別活動の各領域について、その教育目標、内容、方法の概要を記す。

生活指導

1) 教育目標

- 新入期 - 本施設への速やかな導入を図る。
- 中間期 - 自己理解を深める。
- 修了準備期 - 社会復帰への心構えを作る。

2) 教育内容

- 新入期 - オリエンテーション、集団生活への適応
- 中間期 - 健全な社会人としての考えかた、態度の育成
- 修了準備期 - 社会復帰後の生活設計

3) 教育方法

講話、面接指導、話し合い、作文指導等

教科指導

1) 教育目標

- 新入期 - 基礎学力の養成
- 中間期 - 学力の向上
- 修了準備期 - 学力の定着と応用

2) 教育内容

全期間を通して、職業訓練に必要な英語、数学、理科及びタイ語を主として指導する。

3) 教育方法

全期間を通して、日中の課業時間においては一斉学習を主として行い、夜間の時間帯においては、寮内で自習を行う。

保健体育指導

- 1) 教育目標
 - 新入期 - 基礎体力の強化、保健衛生に対する理解
 - 中間期 } 体力の向上、保健衛生に対する理解
 - 修了準備期 }
- 2) 教育内容
 - 新入期 - 持久走、性教育、エイズ教育、薬害教育等
 - 中間期 } サッカー、バレーボール、バスケットボール、
 - 修了準備期 } セバタクロウ、卓球、性教育等
- 3) 教育方法
体育指導については実技、性教育等については講話、視聴覚教材を用いる。

特別活動

- 1) 教育目標
各種の文化、体育行事のほか、宗教指導、個別・集団指導、社会内訓練等を通して、情操を高めるとともに、自主的に行動する習慣を育成する。
- 2) 教育内容
 - 文化的行事 - 絵画コンクール、意見発表会等
 - 体育的行事 - サッカー大会、バレーボール大会等
 - 特別行事 - 保護者会等
 - 宗教指導 - 仏教行事、部外講師による講話等
 - 個別指導 - カウンセリング、音楽療法等
 - 集団指導 - グループカウンセリング、サイコドラマ等
 - 社会内訓練 - キャンプ、工場等の社会見学等
- 3) 教育方法
教育内容に応じた各種方法

(2) 職業訓練計画

本施設の職業訓練は、最終的にタイ国側と合意された溶接・板金、自動車整備(アクセサリ取り付けを含める。)、電気工事(家庭電気器具修理を含める。)、木工、機械加工、印刷、エアコン修理、建設機械運転の8種目であり、それぞれの種目の訓練目標は以下のとおりである。

- 1) 溶接・板金
溶接では、基本的な溶接作業であるアーク溶接作業、ガス溶接作業を主体とし、ガスシールドアーク溶接、ガス切断などの訓練を実施し、板金作業では各種機械による切断、曲げ、打ち出し、歪取りなどの作業に関する訓練を実施することで、実際に即した知識・技能を習得させ、雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。
- 2) 自動車整備
エンジンの分解・組立て・点検調整に関する知識・技能の習得、ステアリング関係の知識・技能の習得、簡単な板金・溶接及び塗装作業の技能の習得、各種の測定作業に関する知識・技能、さらに電装品等の取付の技能の習得により、雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。
- 3) 電気工事
屋外配線の知識・技能、ビデオ・テレビ等家庭電気機器の修理の知識・技能及び電気の知識等を習得させることで、雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。
- 4) 木工
木材加工の知識・技能及び箱物家具製作の知識・技能、彫刻の技能の習得により、木工作业全般の知識・技能を習得させることで、雇用に幅広く対応できる技能者を養成する。
- 5) 機械加工
金属加工の基本である旋盤の知識・技能を主体に習得させることで、就職を容易にさせるとともに、各種の金属加工機械の知識・技能をも習得させ雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。
- 6) 印刷
製版の知識・基本技能、印刷機の知識・技能及び製本の知識・技能等総合的な印刷技術を習得させることで、雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。
- 7) エアコン修理
家庭用の空調機等に関する修理・調整作業、メンテナンスに関する知識・技能を習得させることで、冷凍・空調作業の幅広い雇用にに対応できる技能者を養成することを目的とする。

8) 建設機械運転

基本的な建設機械の運転・操作の知識・技能及び現場施工の技能を習得させることで、雇用に幅広く対応できる技能者を養成することを目的とする。

なお、一定期間、実社会で職業経験を積んだ後、さらに職業訓練学校において職業訓練を受けることが望ましい。

職業訓練種目毎のカリキュラムを資料編7に示す。

図 3-1 青少年職業訓練センター組織図

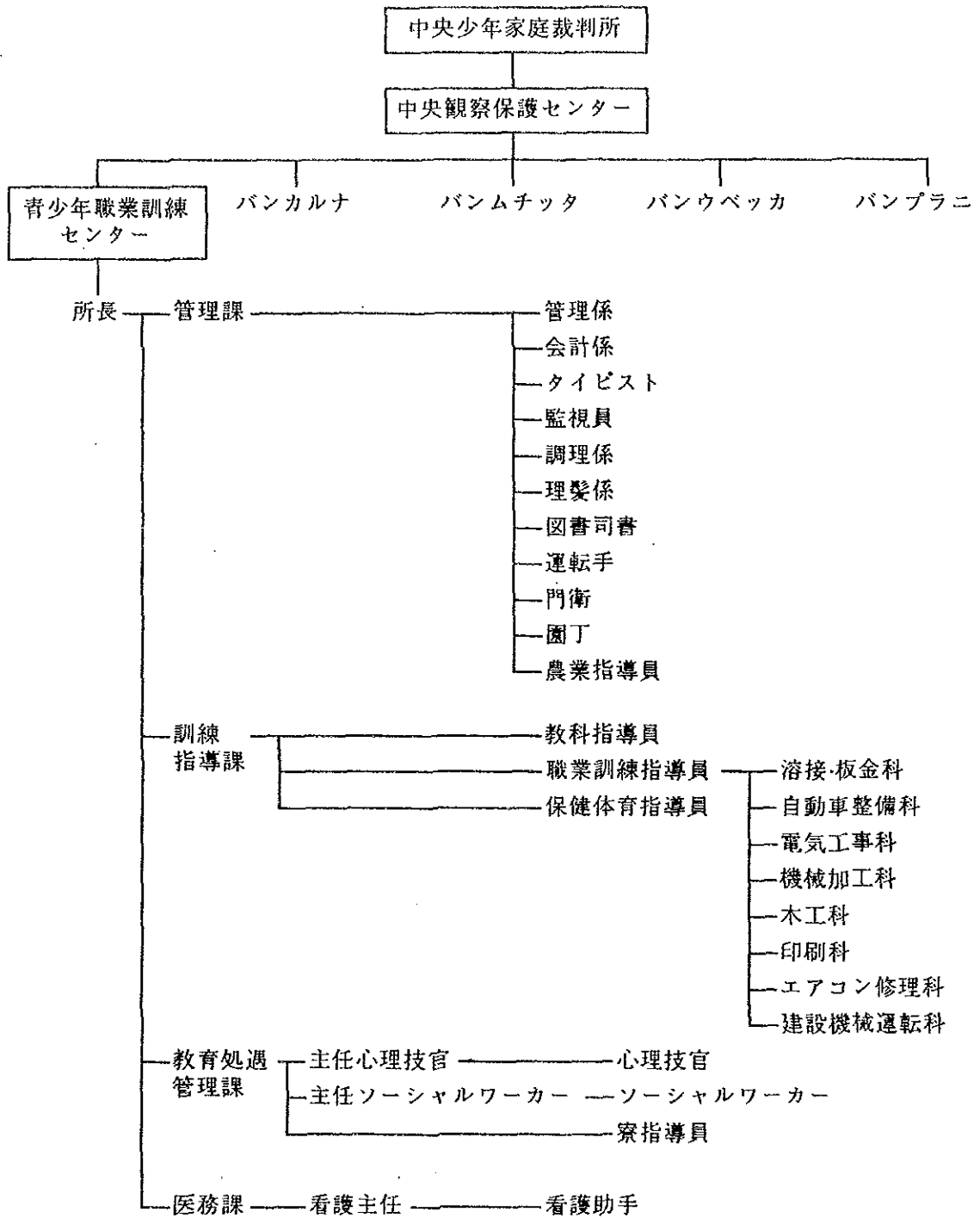


表 3-3 職員の構成

職 種	人数	主 たる 業 務	備 考
所 長	1	施設の管理運営全般	
(管 理 課) 管 理 課 長	1	庶務業務統括、登録業務、施設設備 管理、夜間・週末の施設管理	
管 理 係	1	文書管理、給貸与品管理、 各課連絡調整	
会 計 係	1	会計業務	
タ イ ピ ス ト	1	タイプ業務	
監 視 員	24	保安業務、職業訓練応援、 処遇応援、体育指導応援	夜間勤務あり
調 理 師	2	調理業務、自営用務少年の監督	
理 髪 係	1	理髪業務	
図 書 司 書	1	図書室管理、読書指導	
運 転 手	1	運転業務	
門 衛	1	庁舎の保安管理	
園 丁	1	構内植樹管理、農業指導応援	
農 業 指 導 員	1	農作業の指導	
管 理 課 小 計	36		
(訓 練 指 導 課) 職 業 訓 練 指 導 主 任	(1)	職業訓練統括(指導員を兼ねる)	
職 業 訓 練 指 導 員 溶接・板金 自動車整備 電気工事 木工 機械加工 印刷 エアコン修理 建設機械運転	16 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	(以下コース共通) 各コースの技術指導、カリキュラム 作成、寮指導応援、土曜日課応援、 食堂での少年指導、ケース会議、処 遇応援	夜間勤務あり

職 種	人数	主 たる 業 務	備 考
教科指導主任	(1)	教科指導の統括(指導員を兼ねる)	夜間勤務あり
教科指導員	4	数学、英語、科学、国語 ケース会議、処遇応援、体育応援、 寮指導応援、土曜日課応援、食堂で の少年指導	夜間勤務あり
保健体育指導員	1	保健指導、体育レク指導、 処遇応援、寮指導応援	夜間勤務あり
訓練指導課小計	21		
(教育管理課) 主任心理技官	1	心理技官統括、土曜日課応援	
心理技官	1	オリエンテーション、グループ療 法、音楽療法、投射療法、セミナー グループ、サイコドラマ、家族療 法、修了準備教育、土曜日課応援	
主任ソーシャルワーカー	1	ソーシャルワーカー統括、奉仕活動 監督、アフターケア活動、家族療 法、アフターケア奉仕活動、土曜 日課応援	
ソーシャルワーカー	1	オリエンテーション、面接、ケース カウンセリング、グループカウ ンセリング、グループ活動、性格行動発 達療法、創造訓練、家族療法、レク リエーション、外出訓練、追跡調 査、土曜日課応援	
寮指導員	12	少年の生活管理、生活指導、寮舎の 管理、寮舎保安、入院事務、オリ エンテーション、集団指導、農業指 導、土曜日課応援、年間行事の管理	夜間勤務あり
教育管理課小計	16		
(医務課) 看護主任	1	健康管理統括	
看護助手	1	健康管理	
医務課小計	2		
職員合計	76		

3-3-3 計画地の位置及び状況

本プロジェクトの計画地は、首都バンコク市の西約30 kmの地点に位置し、司法省の所有地である。敷地は国道338号線のブダモントン公園の交差点から約8 km北上した BHUDTHAMONTON - BANGLANE 道路(舗装道路)から西へ約3.3 km 入った水田地帯にあり、ナコンバトム県サラヤ地区に位置する。

周辺は水田地帯だが、マヒドン大学のキャンパス、ロイヤルジェムゴルフ場などが近くにあり、首都圏の拡大に伴う開発の影響もみられる。

計画地は東西約940 m、南北約470 m、北側の境界線が東方に約100 m 程度ずれた平行四辺形の形状を持つ総面積443,152 m² (276 rai) の敷地である。

タイ国側では本計画地に、中央保護観察センターの一部組織と、バンコク首都圏にある4つの少年院と1つの観護所を統合し、医療施設を含んだ教育訓練施設建設のマスタープランを策定しているが、具体的なタイムスケジュールは定まっていない。

本計画の対象敷地は、タイ国側のマスタープランを尊重し、職員宿舎予定地に隣接した計画地の南東部分54,000 m² である。対象敷地は、東西が300 m、南北が160 m の訓練区域と、東西100 m、南北60 m の一般区域からなる逆L字形の形状をもち、東側にはタイ国側によって建設される職員宿舎が配置される予定である。一般区域の東側には、幅員12 m のアクセス道路がタイ国側によって整備されることとなっている。対象敷地の中には、建設機械運転コースの実習場約2,500 m² と、農場約4,500 m² を含んでいる。

国道338号線から敷地へ至る BHUDTHAMONTON - BANGLANE 道路は、1992年に舗装工事が完了しており、舗装道路から西へ約3.3 km 入った計画地までのラテライト舗装もタイ国側により既に完了している。アスファルト舗装については、本計画の実施工程に合わせ実施される予定である。

電力については、BHUDTHAMONTON - BANGLANE 道路に布設されている22 KV 配電線(PEA)から計画地まで約5.1 km の引込みが可能である。また、電話については、BHUDTHAMONTON - BANGLANE 道路に布設されている回線(TOT)から計画地まで約6.25 km の引込みが可能である。これらは、タイ国側負担工事により工期に合わせ、アクセス道路に沿って布設される予定である。

給水については、敷地周辺に市水がなく、タイ国側負担工事による深井戸、ポンプ設備、高架水槽より工期に合わせ、必要水量の供給を受ける予定である。

汚水排水はタイ国の排水基準に従い排水処理設備を設置し、処理水は敷地内の用水路(Canal)に放流する。

都市ガスは敷地周辺に布設されていないため、本プロジェクトにはLPG ボンベを使用することとなる。

本計画地を含む付近の全地域は、チャオブラヤ川、チタン川、クワイ川などによる沖積デルタ地帯で、シャム湾の海面水位と陸地の高低差が小さい低平地の沿岸地帯である。計画地付近は、チタン川沿岸地帯の水田開発および舟運交通の為に開掘された大小の運河が、ほぼ2~5kmの間隔で碁盤目状に発達している。各運河の沿岸沿いには、多くの集落が発達し、集落ごとに寺院や小学校も置かれている。

近年、幹線道路整備が進み、バンコクとナコンパトムを結ぶ国道338号線が整備されるにしたがって、バンコクとの時間的な距離が縮まり、バンコクの近郊住宅街としての開発が進むようになった。バンコクとの中間地点に立体交差がありバンコク市内を通ることなく空港方面やバン・ナ方面(バン・カルナの付近)に行くことができる点も近郊住宅地としての利点である。現在では、国道338号線の多くに店舗ビル地帯や集合住宅地帯が形成されつつある。特に国道沿線では、バンコク市からブダモントン交差点を通過して、ナコンパトム市に至る地帯でバンコク市のベットタウンとしての開発が急激であり、5~10階建の鉄筋コンクリート造集合住宅や店舗併用住宅が多数建設中である。又、広大な水田地帯の中にも、土盛りし区画して宅地分譲が行われており、住宅が随所で建設中であり、今後の発展が期待される地域である。

計画地の西側に隣接する運河には、沿岸に民家が並び、交通手段である運河を中心とした集落が形成されている。南方約1kmにサワーンアロム村、北方に隣接してチャイヤカン村がある。サワーンアロム村には小学校が、チャイヤカン村には寺院、保健所、小学校が整備されている。南方2kmのヨン運河、東側アクセス道路に沿ったタウィーワットナー運河にもそれぞれ集落が形成されている。

この付近の中心地と思われるのはヨン運河とタウィーワットナー運河が交差する地点で、ここには、民家が集中し寺院、小学校の他、農作物の積み出し港が置かれている。ここからさらに南に3.5km行くとタイ国鉄の南方行線とそれに平行してマハーサワディー運河が東西に走っているが、この付近にはマンション、レストランの他、駅、郵便電報局、病院など公共施設が集中していて広域的な地域の行政拠点となっている。この南側にマヒドン大学のキャンパスがある。

この一帯はサラヤ地区と呼ばれ、バンコクの近郊住宅地として、最近になって急激に資本の投入が行われている地区である。マヒドン大学は最近移転した大学で、構内ではまだ整備工事が続いており周辺の道路整備も盛んに行われている。計画地から南方約3kmの地点に1992年、新しいゴルフコースロイヤルジェムが造られた。中高層マンションの建設ラッシュは目も見張るものがある。ただし、計画地付近までくると、運河を中心に発達した農村の面影が残っており、青少年の教育施設を建設するための環境は保たれていると思われる。

図3-2 敷地の位置

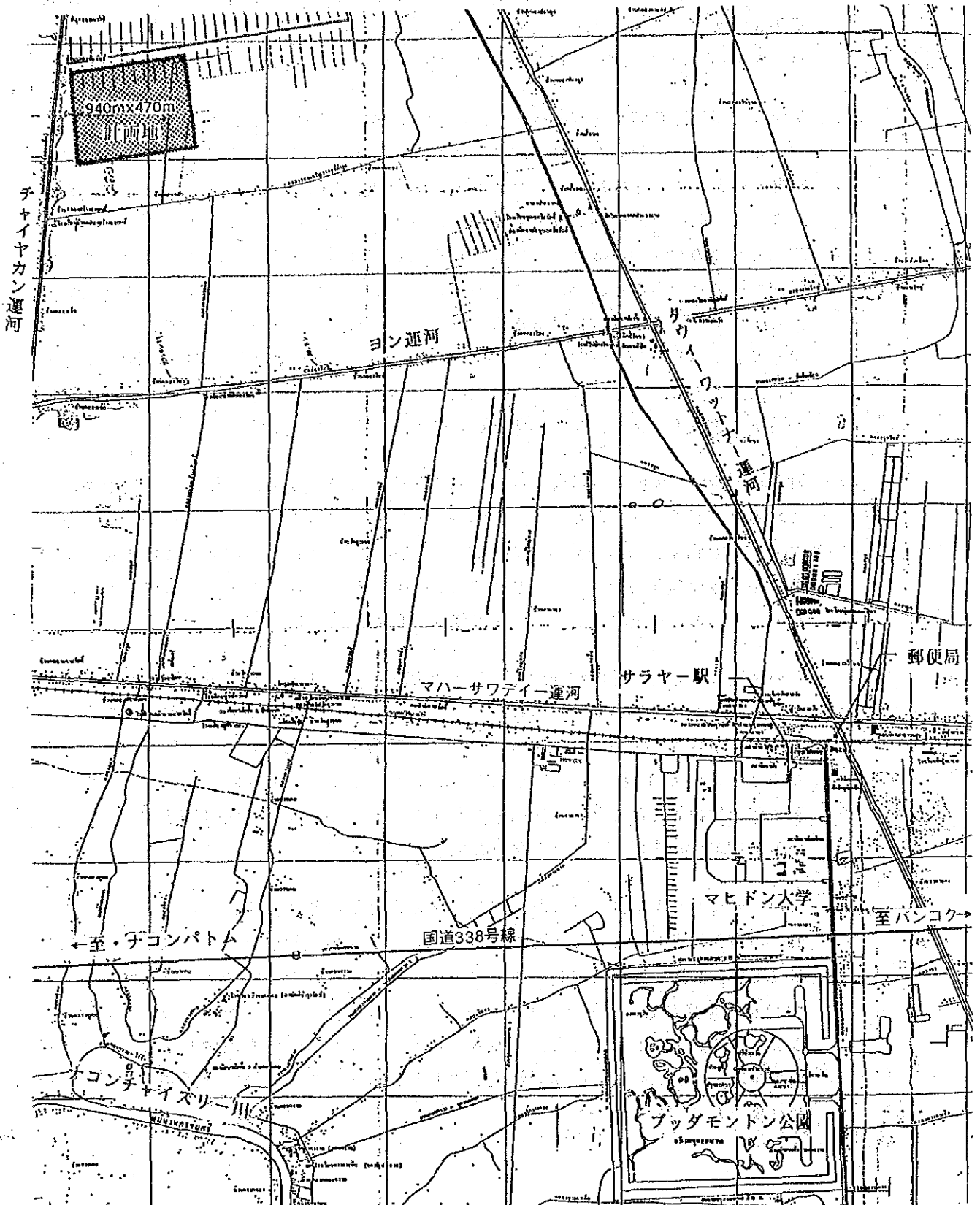
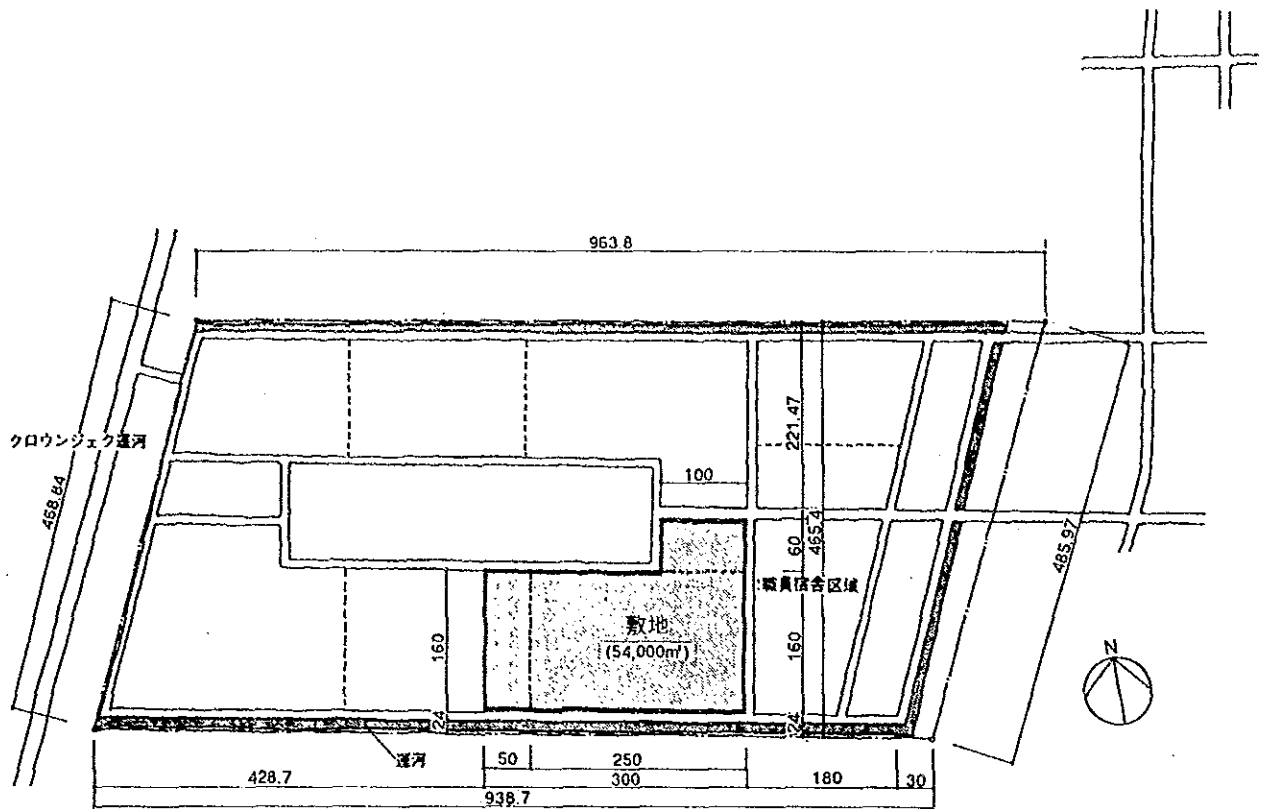


図3-3 計画地と対象敷地



3-3-4 計画地の自然条件

(1) 地形

敷地は、海拔1~1.2 m程度の平坦な水田地帯であり、北、東、南の3方向を水田に囲まれている。西側には、タチン川の支流であるチャイヤカン運河が流れている。この運河は幅22 m、深さ3 m程度であり、計画地と水面との高低差は約80 cmである。水位は稲刈り後の8月から10月にかけて若干高くなり、標高1.1 m程度まで達する。1986年の雨季には過去最高の降水量を記録し、氾濫した運河の水位は地盤面より約70~80 cmの高さに達した。

運河の水質調査によれば、灌漑用水には適しているが、生活用水としてはそのまま利用出来ないと報告されている。

周辺の運河は直線的であり、農耕地の開発のために人工的に掘られたものであることが伺える。運河の両岸には、運河を掘削した時の排土を利用して作られたと思われる若干高くなった部分があり、ここに住宅が建てられている。

(2) 気象

タイ国の気候区分は南部が熱帯モンスーン気候であり、その他の地域は熱帯サバンナ気候である。計画地付近はバンコクと同じ熱帯サバンナ気候に属し、1年中高温である。1年は雨季(5月~10月)と乾季(11月~4月)にはっきり分かれ、1年間の雨の85%は雨季に集中する。乾季の3月から4月が最も暑い季節であり、一日の最高気温が40度を超えることもある。11月から2月は寒季とも呼ばれ比較的涼しい季節である。

下にバンコクの年間月別気温(°C)と月平均降水量(mm)を示す。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温	32	33	34	35	34	33	32	32	32	31	31	31
最低気温	21	23	25	26	25	25	25	25	24	24	23	21
平均気温	26.1	27.6	29.2	30.3	29.8	28.9	28.4	28.2	27.9	27.6	26.7	25.5
降水量	9	29	34	89	166	171	178	191	306	255	57	7
降水日数	2	3	4	6	16	17	19	21	22	17	6	2

恒風の方向は、3月から10月は南西から、11月から2月には、北東から吹く。

風速は年間を通じ1.8~3.0 m/秒と極めて微風である。

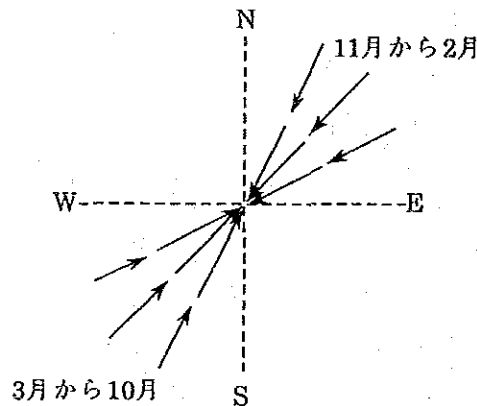


図3-4 計画地付近の風向き

(3) 地質

バンコクでの一般的な地盤は、地表から15mまでは柔らかい粘土質の土であり、その下に10mから12m程度の厚さを持つ柔らかい砂の層が広がっている。その下層には厚さ5mから10mの比較的締まった砂層が続き、それ以下は締まった砂層が分布している。高層の建物を建設する場合この砂層を支持地盤とし40m~50mのコンクリート杭を使用することが多い。比較的low層の場合、そ

の上の比較的締まった砂層に摩擦杭を打って建設していることが多いとのことであった。

計画地で実施した11本のボーリング調査によると、地表面から18m位までは、柔らかい粘土混じりの細砂でN値は、5以下であり、その下は、シルト混じりの締まった砂層でN値は、20~40程度であった。

3-3-5 施設、機材の概要

(1) 施設の概要

1) 庁舎棟	鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建		約 1,680 m ²
2) 学科教室棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 580 m ²
3) 中央棟	鉄筋コンクリート造 2階建一部平屋建		約 1,000 m ²
4) サービス棟	鉄筋コンクリート造 平屋建		約 350 m ²
5) 体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 700 m ²
6) 食堂棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 325 m ²
7) シャワー棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 110 m ²
8) 便所棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 65 m ²
9) 寮舎棟 1, 2, 3, 4, 5, 6	鉄筋コンクリート造 2階建	6棟合計	約 5,820 m ²
10) 職業訓練棟 1, 2, 3, 4	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建	4棟合計	約 4,440 m ²
11) 建設機械運転科訓練棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 260 m ²
12) 農機具庫	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 75 m ²
13) 渡り廊下	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建		約 1,695 m ²
		合計	約 17,100 m ²